

第2部 応急・復旧・復興対策計画

第1章 災害活動体制の確保

第1節 災害活動体制の確保

災害時、迅速な災害応急対策を実施するためには、災害対策本部等を速やかに運用しなければならない。

速やかな要員参集とともに、本市各部や関係機関は災害発生直前・直後の情報機能、意思決定機能が迅速・的確に発揮できるよう、必要な設備機器を速やかに設置する。また、必要に応じて災害対策本部の代替施設、補完施設を機能させる。なお、災害応急対策については、対応に当たる職員等の感染症対策を実施する。

1-1 災害対策本部の確保

災害発生後、災害対策本部機能が迅速に発揮され、防災関係機関等との緊密な連携による災害応急対策、復旧対策の実施を図るために、各部及び各区本部は各本部の施設・設備等を確保、運用する。

(1) 災害対策関連室の確保

災害対策業務の円滑な実施を図るため、各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のため、市本部に災害対策関連室を配置し、必要機器の設置を行う。

(2) 必要資機材の運用

各本部では総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等に基づき、迅速な運用開始を図る。

(3) 非常電源の確認

自家発電装置等の非常電源の運用を確認し、停電が発生した場合においても各本部機能の確保を図る。

(4) 報道機関への情報提供

市本部では、報道機関に対して被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化して常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。

1-2 災害対策本部の代替・補完機能

災害により庁舎が被災し、各本部の機能が低下した場合の代替・補完機能を確保する。

(1) 代替機能

ア 市本部

市庁舎に市本部が設置できない場合には、重要な初期初動体制を確保するため、市本部機能を阿倍野防災拠点で代替する。

また、大規模な災害対策により、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のためのスペース確保が市庁舎では不十分と本部長が判断したときは、市本部機能を阿倍野防災拠点に移す。

イ 部本部、区本部

庁舎が被災し、本部が設置できない場合、代替場所に機能を移す。

(2) 補完機能

市庁舎に市本部が設置された場合には、災害情報の収集・提供、他都市からの応援隊や物資の受け入れ、ボランティアの広域的な調整、市民等からの相談等、災害応急活動を支援する拠点として、阿倍野防災拠点で市本部機能を補完する。

1-3 被災による行政機能の低下等防止のための体制の発動（BCP等）

災害によって、行政機能が大幅に低下し、災害対応や通常業務の実施が困難となると判断される場合でも、災害対策業務と最低限不可欠な通常業務を維持する。

また、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域内が指定地域の全部又は一部となった場合、本市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進しつつ、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題の適切な対応に努める。

（1）被災者支援システムの導入・運用

災害発生時に必要となる罹災証明書の発行や避難所開設等、災害時において必要となる事務を円滑に行うため、被災者支援システム※を運用する。

※{被災者支援システム}

地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援するためのシステムで総務省より無償で提供されている。

（2）業務継続計画（BCP）の運用

各所属は、あらかじめ策定している業務継続計画（BCP）を適切に運用する（注）。

（注）：業務継続計画の発動要件

- ・大規模な自然災害等に伴い、市災害対策本部が設置されたとき
- ・市長が必要と認めた場合

（3）受援の準備

各部・区本部は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるよう、受援計画に基づき応援要員の従事を要する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

その際、総務省が運用している「応急対策職員派遣制度」による応援の受入れを踏まえたものとする。

第2節 災害情報の収集・伝達

本市をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、気象情報等による災害の危険性の予測、被害状況の把握その他の災害情報など応急対策の実施のための情報収集を迅速に行う。

さらに、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、その重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリージを行う。

危機管理部は、これらの情報を一元的に取りまとめて分析を行ったうえで地図化等も行い、災害対策本部等に的確に報告し応急対策活動方針を決定するとともに、その方針を関係先に迅速に伝達する。

2-1 情報収集と伝達

(1) 情報収集

- ア 市本部においては、危機管理部が中心となって、各部及び各区本部、関係機関の有する情報の収集を行う。
- イ 各区本部においては、庶務班が中心となって、地域並びに災害危険の高い地区及び地理的、情動的に孤立しやすい地区について、事前に配備した無線機や同報無線を活用し、迅速かつ的確な情報の収集を行う。

(2) 情報伝達

収集した情報は、時期を逸せず有効、適切に利用できるよう災害対策本部、各部、防災関係機関及び国・都道府県の各間において迅速、的確に伝達する。

(3) 情報収集・伝達手段

情報の収集・伝達手段として以下を活用する。

- ア 危機管理総合情報システム
- イ 電話、ファクシミリ
- ウ 防災行政無線、消防無線等の運用
- エ テレビ、ラジオ等による広報
- オ ヘリコプター、高所カメラ等からの画像情報の収集
- カ バイクや自転車等を用いた伝令
- キ 衛星携帯電話
- ク 特設公衆電話
- ケ 車載公衆電話基地局
- コ FM放送局との連携
- サ Lアラート（災害情報共有システム）

(4) 阿倍野防災拠点での運用

災害対策本部の機能を代替・補完する役割を有する阿倍野防災拠点においては、災害初動の重要な意思決定を行うにあたり必要となる災害情報や、的確な応急対応を実施するために必要な被害情報等を把握するため、必要に応じて緊急通報システム※や防災行政無線を運用する。

※「緊急通報システム」

危機管理総合情報システムのうち携帯電話等へのメール配信機能分のことをいう。

報 告 の 系 統

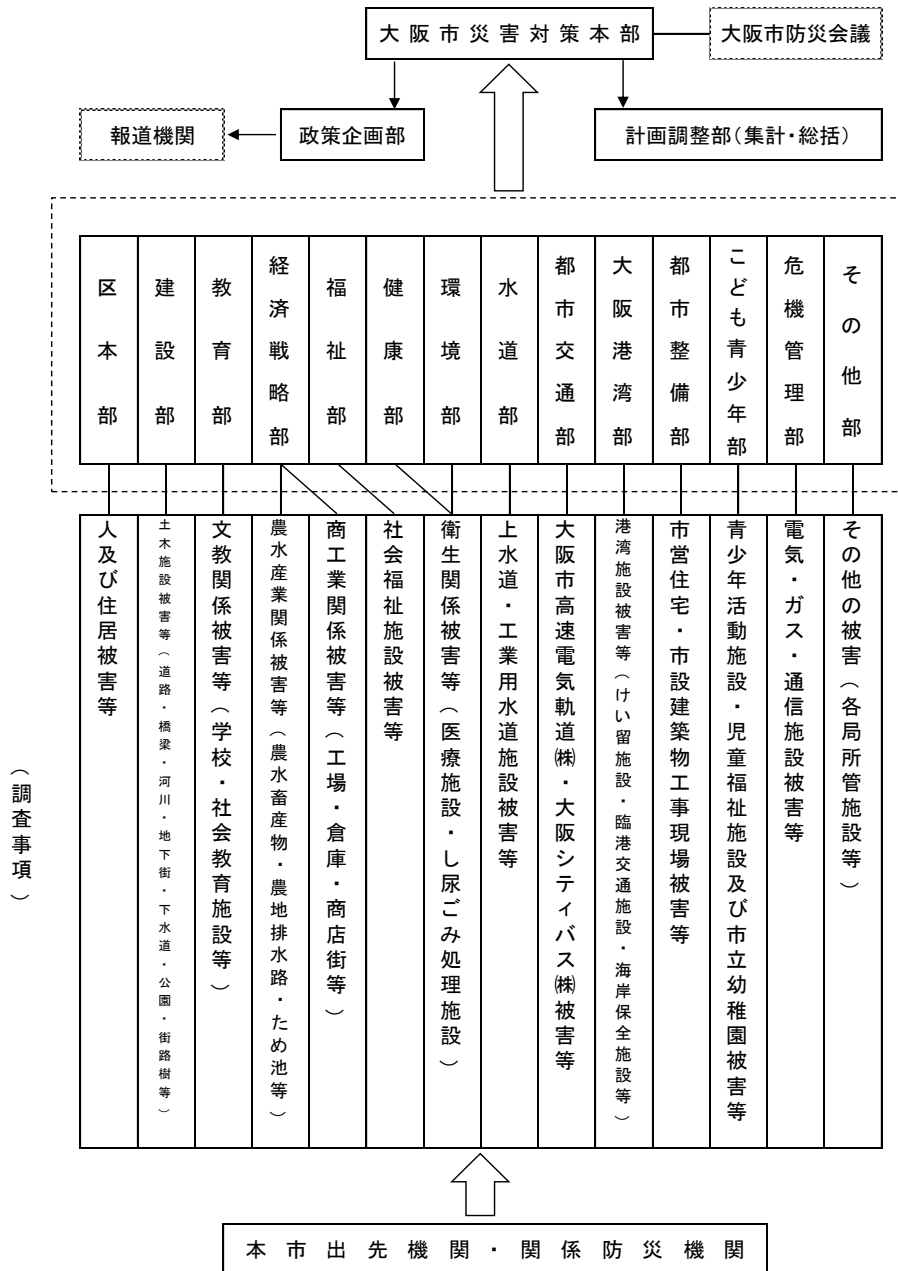


図 報告の系統について

2-2 警報等の伝達

関係機関は以下の災害情報について、資料編に示す伝達系統にしたがって伝達する。

(1) 気象警報等について

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報※等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

※「注意報」：気象現象等によって災害が発生するおそれがあるとき、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。

「警報」：気象現象等によって重大な災害が発生するおそれがあるとき、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。

「特別警報」：気象現象等によって重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

表 気象警報等^(注1)^(注4)の種類と発表基準

種類		発表基準	
気象	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)	
	暴風雪	警 報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
		特別警報	数十年に一度 ^(注6) の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)	
	暴風	警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
		特別警報	数十年に一度 ^(注6) の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	大雨	注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3) 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2
		警 報 ^(注5)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3) 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
		特別警報 ^(注5)	台風や集中豪雨により数十年に一度 ^(注6) の降雨量となる大雨が予想される場合 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪	注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
		警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
		特別警報	数十年に一度 ^(注6) の降雪量となる大雪が予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合 ^(注3)	
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合 ^(注3)	
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		

種類		発表基準
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
	低温注意	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
地面現象	注意報 ^(注2)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
高潮	注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合 ^(注3) 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 夜間～翌日早期までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される高潮注意報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	警 報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3) 危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	特別警報	数十年に一度 ^(注6) の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合 危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当
波浪	注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
	警 報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
	特別警報	数十年に一度 ^(注6) の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
浸水	注意報 ^(注2)	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	警 報 ^(注2)	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水	注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3) 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2
	警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3) 高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当

出典：気象庁

「気象警報・注意報の種類」(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning_kind.html)
「特別警報、警報、注意報、気象情報」(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/keihou.html)、2019年6月時点より作成)

(注1) 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

(注2) 気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

(注3) 気象庁が定める基準は大阪管区気象台が発表する「警報・注意報発表基準一覧表」(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki_jun/osaka.html)による。

- (注4) 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。
- (注5) 大雨警報、大雨特別警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害）は発表されない。大阪府は、土砂災害警戒情報の対象となっておらず、大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害）は発表されない。
- (注6) 現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

なお、以下の現象についても特別警報に位置付ける。

表 特別警報級の現象の種類と発表基準

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合。 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける)

出典：気象庁

「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」

(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>, 2019年6月時点) より作成)

(2) 津波警報等について

ア 津波警報等

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に次の表のように津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）を発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」）。

なお、津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

また、津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ※等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
			数値 での 発表	定性的 表現 での発表 (注1)	
大津波警報 (特別警報) (注2)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ ≤10m	10m		
		3m<高さ ≤5m	5m		

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
			数値 での 発表	定性的 表現 での発表 (注1)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	$1\text{ m} < \text{高さ} \leq 3\text{ m}$	3 m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$0.2\text{ m} \leq \text{高さ} \leq 1\text{ m}$	1 m	表記なし	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なで行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※「津波の高さ」

津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(注1)

予想される津波の高さは通常は数値で発表するが、マグニチュードが8を超えるような巨大地震に対して発表される最初の津波警報等の際には、精度のよい地震規模をすぐに求めることが困難であるため、予想される津波の高さは定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(注2)以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合。 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける)

イ 津波予報

気象庁は地震発生後に津波によって災害の起きるおそれがない場合に、次の表のように津波予報を発表する(大阪市の津波予報区は「大阪府」)。

表 津波予報の発表基準及び内容

種類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

ウ 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを次の表のように津波情報として発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」、津波予想地点は「大阪天保山」）。

表 津波情報の種類と発表内容

種類	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻 ^(注1) ・予想される津波の高さ ^(注2) に関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻 ^(注3) に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報 ^(注4)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※1}
	沖合の津波観測に関する情報 ^(注5)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※2}
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(注1)

津波到達予想時刻は津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

(注2)

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(注3)

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(注4)

津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあり、場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(注5)

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

※1：「津波観測に関する情報の発表内容について」

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、次の表のとおり「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝

える。

※2：「沖合の津波観測に関する情報の発表内容について」

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく、次の表のとおり「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

表 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ >1 mの場合	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 mの場合	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 mの場合	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 mの場合	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

表 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 mの場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 mの場合	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 mの場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 mの場合	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し津波が到達中であることを伝える。

(3) 洪水予報について

淀川、大和川の洪水に関する予報は、大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する。

また、神崎川・安威川・寝屋川流域（寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・恩智川・古川・楠根川）に関する予報は、大阪管区气象台と大阪府が共同で発表する。

情報種別	発表基準
氾濫注意情報	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

情報種別	発表基準
氾濫警戒情報	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
氾濫危険情報	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき 危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当
氾濫発生情報	洪水予報区間で、氾濫が発生したとき 命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当

(4) 水位周知河川の水位到達情報

東除川の水位到達情報は、避難判断水位（特別警戒水位）及び氾濫危険水位に到達した場合に、大阪府から水防管理者及び量水標管理者に通知される。また、必要に応じて報道機関の協力のもと、一般にも周知される。

情報種別	発表基準
氾濫警戒情報 (特別警戒水位到達情報)	対象量水標で避難判断水位に到達した場合
氾濫危険情報	対象量水標で氾濫危険水位に到達した場合
氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合

(5) 水位周知下水道

本市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべきとして定められた水位（雨水出水特別警戒水位）に、当該排水施設等の水位が達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(6) 水防警報

国土交通大臣又は府知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を国土交通大臣又は府知事が発表する。その内容は、大阪府水防計画の定めるところによる。

(7) 火災に関する警報

火災に関する警報（以下、「火災警報」という。）は、消防法第22条第2項に基づく府知事からの火災気象通報を受けたとき又はその気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市長が発令する。

※「防災気象情報等」と「警戒レベル相当情報」、「警戒レベル」の関係について

河川氾濫や高潮に対する避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達されるが、気象台が発表する防災気象情報等の一部も、該当する「警戒レベル」に相当する「警戒レベル相当情報」として発表される。

ただし、あくまでも「警戒レベル相当情報」は住民の主体的な行動を促すための情報、かつ市町村の避難情報の発令基準に活用される情報であり、「警戒レベル相当情報」が出されたとしても、市町村が避難情報を発令しないことがある。

表 「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係

発令・発表の主体	警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当情報等	
				洪水予報	気象・水象情報
大阪市	警戒レベル5	緊急安全確保(呼称:緊急安全確保)	既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があるため直ち	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・高潮氾濫発生情報

発令・発表の主体	警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当情報等	
				洪水予報	気象・水象情報
			に身の安全を確保する。		
	警戒レベル 4	避難指示(呼称:全員避難)	災害発生のおそれが高い状況等となっているため、危険な場所から全員避難する。	氾濫危険情報	・高潮警報 ・高潮特別警報 ・高潮注意報(夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるもの) ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布「非常に危険」)
	警戒レベル 3	高齢者等避難(呼称:高齢者等避難)	災害発生のおそれがあることから避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある者、乳幼児等)とその支援者は、危険な場所から避難する。その他の人は、避難の準備を整える。	氾濫警戒情報	・大雨警報(浸水害) ・洪水警報 ・警報に切り替える可能性が高い高潮注意報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布「警戒」)
気象庁	警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報	避難に備え、自らの避難行動を確認する。	氾濫注意情報	・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布「注意」) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布「注意」)
	警戒レベル 1	早期注意情報	災害への心構えを高める。		

2-3 収集すべき情報

災害時における応急対策活動実施上必要となる情報は、被害状況をはじめとして、各般に及ぶものであるが、災害発生時情報、被害情報及びその他の情報に大別することができる。

各部及び各本部は、災害が勤務時間内に発生した場合、所属職員、又は自主防災組織等の協力を得て被害調査を実施する。

災害が勤務時間外である夜間・休日等において発生した場合、災害直後から所属職員が参集して来るまでの情報収集空白期間をうめるために、所属職員が自宅等から参集場所に移動する間に収集した各方面の各種情報をとりまとめ活用する。

(1) 災害発生時情報

災害発生時情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、応急対策活動、広域応援等の要請を実施するうえで最も必要とする情報であることから、各部及び各区本部は、あらゆる手段で以下の項目を中心とした情報収集に努め、市本部に報告する。

- ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- イ 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- ウ 避難の必要の有無及び避難の状況
- エ 市民等の動向
- オ 電気、ガス、水道、下水道、電話被害の状況
- カ 建物の損壊状況
- キ 道路交通状況
- ク 公共交通機関状況
- ケ 庁舎等所管施設・設備等の損壊状況
- コ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) 被害情報

被害情報は、災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階で扱われる情報であり、当該災害に対する応急対策活動をとるうえでの判断材料となるものであるから、各部及び各区本部は担当する調査事項について速やかに収集整理し、市本部に報告し、危機管理部が情報の調整を図る。

- ア 被害状況
- イ 避難情報の発令又は警戒区域の設定状況
- ウ 避難所の開設状況
- エ 避難生活の状況
- オ 救護所の設置及び活動状況
- カ 傷病者の受入状況
- キ 応急給水など応急措置の状況
- ク その他

2-4 府知事に対する報告

(1) 報告の基準

被害状況等の報告は、次に該当する場合に行う。

- ア 災害救助法の適用基準に該当する程度の被害が生じた場合
- イ 市域において震度4以上を観測した場合
- ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められる場合
 - (例) ・家屋などの損壊・倒壊により、人的被害又は物的被害が生じた場合
 - ・堤防・岸壁が損壊し、浸水により、人的被害又は物的被害が生じた場合
- エ 災害に対して、国の財政的援助を要すると思われる場合
- オ 災害が、当初は軽微であっても今後拡大し発展するおそれがある場合、あるいは、本市が軽微な被害であっても2市町村以上にまたがるような広域的な災害の場合
- カ 市本部を設置した場合
- キ その他特に報告の指示があった場合

(2) 報告要領

災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により大阪府に報告する。

- ア 発生報告

災害発生直後に、「災害概況即報」の事項について、大阪府防災情報システム等により報告するとともに、避難、救護の必要性並びに災害拡大のおそれ等災害対策上必要と認められる事項について、その概要を報告する。
- イ 中間報告

発生直後の報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合直ちにその内容を報告する。
- ウ 最終報告

応急措置が完了した直後、「災害確定報告」に掲げる全部の事項について、大阪府防災情報システム等により報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。

2－5 内閣総理大臣に対する報告

府知事に被害状況等の報告ができない場合は、前記4－4の要領により内閣総理大臣（総務省消防庁）に報告する。

2－6 その他報告

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、市本部は、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて外務省を通じて領事館等）に連絡する。

第3節 広報すべき情報と広報媒体及び広報の実施

災害情報には、災害発生前に広報すべき情報、災害発生後に広報すべき情報がある。なお、市民等の生命 safety に係わる場合には緊急に伝えるべきものとして扱う。

災害時には、被災者の生命 safety を守り、不安をやわらげ、かつ流言や風評を防ぎ、社会秩序を維持するための情報を適切に発信することが不可欠である。一方で、時間の経過とともにニーズが変化していくこと、受け取り側で、平時の情報入手の手段が途絶している可能性が高いことを踏まえ、様々な方法で時期に即した内容を広報するよう努めなければならない。

広報活動の実施に当たっては、市本部のもと、各部・区本部が連携し、その時点で活用できる多様な広報手段により迅速に行う。

なお、市民等に対し、自らの判断で行動がとれるように適宜、的確に周知するとともに、様々な人に伝わるように努める（外国人に対する情報提供については第13節「外国人に対する対策」を参照）。

3-1 災害発生前に広報すべき情報^{注)}

注) 防災に関する知識や備え等に関する情報は除く

- (1) 気象警報、特別警報、洪水・高潮等の気象情報^(注)、地震、津波等に関する予報、警報（緊急地震速報、津波に関する情報等）

(注) 河川管理者及び大阪管区気象台は、常時は降雨量等の気象情報や水位等の河川情報を提供し、危機管理部は、水災時はこれに浸水情報や避難情報を市民等に提供する。

特に地下空間は浸水被害の危険性が高いため、危機管理部は、地下空間管理者への情報提供を確実に行う。

- (2) 避難情報（高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）、避難指示（呼称：全員避難）等）
- (3) 台風などの気象の状況や、不要不急の外出抑制の呼びかけ

3-2 災害発生後に広報すべき情報

- (1) 災害規模に関する情報
 - 地震の震源・規模・地震活動状況
 - 津波の規模、頻度
 - 洪水、高潮等による浸水状況
 - その他、災害に係る状況
- (2) 被害に関する情報
 - 人的被害の状況
 - 建築物、構造物被害の状況
 - 道路、交通機関等の被害状況
 - 電気、ガス、水道、通信施設の被害状況
 - その他、被害に係る状況
- (3) 安否に関する情報
 - 避難所等の状況
 - 救助活動の状況
 - その他、安否に係る状況
- (4) 生活に関する情報
 - 電気、ガス、水道、通信施設の状況、復旧見込
 - 食料、生活必需品の供給状況
 - 道路交通状況、復旧見込
 - 交通機関の運行状況、復旧見込

- 一斉帰宅、出勤の抑制の呼びかけ
- 医療機関の活動状況
- その他、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活に係る状況

(5) 行政の支援に関する情報

- 相談窓口の開設状況
- 罹災、被災証明書の申請受付・発行状況
- 税、手数料等の減免措置の状況
- 災害援護資金等の融資情報
- 応急仮設住宅の整備・入居等の状況
- その他、行政の支援に係る状況

3-3 広報媒体

(1) 本市が担う広報媒体

- 同報系無線
- 広報車等
- 本市施設の庁内放送
- 市のホームページやおおさか防災ネット、SNS（ツイッターなど）等のインターネット
- おおさか防災ネットのメール配信サービス
- 大阪市防災アプリ
- チラシ等印刷物の発行、配布^(注)

(注) 自主防災組織に配布、掲示の協力を依頼する。

(2) 他の機関等へ依頼する広報媒体

- 「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づくラジオ、テレビ、CATV、文字放送
- コミュニティ FM の活用
- 放送設備を備えた航空機を有する防災関係機関、民間機関、団体への応援要請、又は当該航空機の借り上げ
- 移動体通信事業者（株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）が提供する緊急速報メールサービス
- 安否確認ツール（J-anpi^(※)）への避難者情報提供

※「J-anpi」：通信事業者による災害用伝言板、各企業、団体が収集した安否情報をまとめて確認できるサイト

- 報道機関への資料提供^(注)

(注) 報道機関に対しては被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化して常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。

3-4 広報の実施

(1) 災害情報の集約

各部・区本部は、市本部に対して、定期的に災害情報（災害事象に関する映像、写真を含む）を報告する。政策企画部は、市本部から提供されるこれらの情報を、定期的に閲覧できるようにする。

(2) 緊急広報の実施

危機管理部は、市民等の生命 safety に係わる緊急情報（地震、津波警報発表時の避難指示等や、気象警報・特別警報発表時の避難情報等）の広報を実施する。

なお、緊急広報は、避難情報の前に「警戒レベル」を付して行う。

(3) 一般広報の実施

政策企画部は、危機管理部が実施する緊急広報以外の一般情報（被害に関する情報、安否に関する情報、生活に関する情報、行政の支援に関する情報等）の広報を実施する。

3-5 緊急広報の実施方法

- (1) ラジオ・テレビ・文字放送による広報
危機管理部は、市本部が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要すると判断した場合において、「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づき、各放送機関に対して必要事項の放送要請を行う。
- (2) 同報無線による広報
危機管理部、区本部は、災害発生時には区役所、小学校、防潮堤・護岸、公園等に整備済みの屋外子局（屋外拡声局）により、避難情報を放送し、市民等へ伝達する。
- (3) 航空機の利用による広報
危機管理部は、航空機等による緊急広報の必要があると判断した場合は、防災関係機関に協力を求めるほか、放送設備を備えた航空機を有する民間機関・団体に応援を求め、又は当該航空機を借り上げ上空から広報を行う。
- (4) インターネットを利用した広報
危機管理部は、市本部が広報の必要があると判断した情報について、市のホームページやおおさか防災ネット、SNS等のインターネットを利用した広報を行う。
- (5) メール配信サービスを活用した広報
危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットや緊急通報システムのメール配信サービスを活用した広報を行う。
- (6) 緊急速報メールによる広報
危機管理部は、移動体通信事業者が提供する緊急速報メールサービスを利用し、災害発生時における避難情報（高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）・避難指示（呼称：全員避難）等）などの緊急情報を大阪市内にある携帯電話等に一斉配信する。
- (7) 本市施設における緊急地震速報・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の広報
気象庁緊急地震速報や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が発表された際には、各部・区本部は、施設内の放送機器等を用いて来庁者等への適切な広報を行う。また、所管する各施設の来庁者等に対しても適切な広報に努める。

3-6 一般広報の実施方法

- (1) ラジオ・テレビ・文字放送による広報
政策企画部は、必要に応じて「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づいて、各放送機関への必要事項の放送要請を行う。
- (2) 報道機関への資料提供による広報
政策企画部は、適宜、報道機関に対して資料提供を行う。
- (3) 同報無線による広報
危機管理部・政策企画部、区本部は、必要に応じて、地域ごとに、あるいは全市一斉に必要な広報を実施する。
- (4) チラシ等印刷物の発行による広報
 - ア 危機管理部は、チラシ等に掲載する広報内容を政策企画部に提供する。
 - イ 政策企画部は、チラシ等を作成し、各部・各区本部へ送付する。
 - ウ 区本部は、自主防災組織に対して広報チラシ等の配布の協力を依頼する。
 - エ 自主防災組織は区本部と協力して、災害時避難所への配布、個別配布、掲示板への掲示を実施する。

オ 各部・区本部は、市民等に広報された内容について、部内・区本部内職員への周知徹底を図る。

(5) インターネットを利用した広報

政策企画部及び各部・区本部は、市本部が広報の必要があると判断した情報について、市及び各所属のホームページやSNS等のインターネットを利用した情報提供を行う。

(6) 広報車等の利用による現場広報

各部・区本部は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。

(7) 自主防災組織による個別広報

区本部は、広報活動を実施する場合、自主防災組織等に協力を依頼する。

(8) メール配信サービスを活用した広報

危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットのメール配信サービスを活用した情報提供を行う。

3-7 市外へ避難する市民への情報提供

政策企画部は、市外へ避難する市民が支援やサービス等の情報を取得できるよう、ホームページやSNS等による広報を実施する。

3-8 災害記録の作成

(1) 各部・区本部は、災害に関する事象を写真・映像により記録し、危機管理部に提供する。

(2) 危機管理部は、各部・区本部から提供された写真・映像を活用し、災害記録を作成する。計画調整部はこれに協力する。

第4節 通信の運用

災害時において災害情報の収集・伝達など応急対策に必要な指示、命令、報告等の伝達を行うため、各部、各区本部は、通信施設の適切な運用を行う。

4-1 通信手段の活用

(1) 通信手段の活用

災害時に適切な情報通信を行うため、以下の通信施設を活用する。

ア 市管理の通信手段の活用

(ア) 有線通信

- ①危機管理情報システム（危機管理部、各部、各区本部）
- ②気象台との防災情報提供システム（危機管理部）
- ③消防局有線通信回線（消防部）
- ④一般加入電話

なお都市整備部は、災害発生時に災害対策本部等関係室に必要な電話を配備する。

(イ) 無線通信

- ①大阪市防災行政無線（危機管理部）
- ②消防無線（消防部）
- ③防災相互通信用無線（消防部）
- ④港湾無線（大阪港湾部）
- ⑤水道無線（水道部）

(ウ) 衛星通信（消防部・危機管理部）

- ①映像
- ②音声（衛星電話）

イ 勤務時間外における通信手段の活用

緊急本部員、緊急区本部員等が以下の施設を活用して実施する。

(ア) 危機管理総合情報システム

(イ) 大阪市防災行政無線

(ウ) 有線電話

ウ 大阪府の通信手段の活用

大阪府防災情報システム、大阪府防災行政無線

エ 関係機関の保有する通信設備の優先利用

有線電話によることが困難であるとき、又は特別の必要があるときは、法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第20条並びに消防組織法第41条に基づき、関係機関の協力を得て当該機関の保有する有線電気通信設備若しくは無線通信設備を利用する。

この場合、市長は、通信設備を有する機関の長とあらかじめ使用に関して協議する。

(ア) 大阪府警察、西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)

①申込先

名 称	申 込 先
大阪府警察	大阪府警察本部 ----- 通信指令室長 各警察署 ----- 署 長
西日本旅客鉄道(株) 東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	駅長又は情報区の長（技術課長）

②利用手続き

次の事項を記載した書類又は口頭により申し込む。

- a 利用しようとする理由
- b 通信の内容
- c 発信者及び受信者

- (イ) 近畿地方非常通信協議会における非常通信の確保
近畿地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求める。
- (ウ) 放送局、民間放送各社
緊急を要する場合で特別の必要があるときは、協定書、覚書に基づいた手続きにより放送局、民間放送各社に災害に関する放送を依頼する。
- オ 近畿総合通信局の通信機貸与の活用
災害時に必要とする通信機器が不足する場合は、近畿総合通信局へ移动通信機器（衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線）の貸与要請を行い通信手段の確保を図る。
- (2) 情報の優先順位
災害発生後の通信運用は、原則として以下の優先順位で行う。
 - ア 第1順位
 - (ア) 救出、救助、救急活動、医療活動等の人命救助に必要な情報
 - (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止に必要な情報
 - (ウ) 応援要請等の判断に必要な情報
 - (エ) 上記に関連した緊急輸送に必要な情報
 - イ 第2順位
 - (ア) 食料や飲料水の供給活動等生命の維持に必要な情報
 - (イ) 負傷者や被災者等の救助活動に必要な情報
 - (ウ) 上記に関連した緊急輸送に必要な情報
 - ウ 第3順位
 - (ア) 生活物資の供給活動等被災者の生活再建に関する情報
 - (イ) 被災地の災害復旧に関する情報
- (3) 防災行政無線の通信と統制計画
市本部長は、無線通話量が拡大し輻輳した場合、無線統制を実施して効率的な通信情報を確保する。

4-2 通信設備の応急復旧

- (1) 通信機能の被害調査の実施
各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、通信機能の被害調査を実施する。
- (2) 通信機能の応急復旧
 - ア 非常電源
 - (ア) 非常電源の措置
各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、地震発生後非常電源の点検を実施し必要な措置をとる。
 - (イ) 勤務時間外における対応
勤務時間外に装置・設備の取扱者が不在となるおそれのある部局では、事前に指名しておいた取扱可能な技術者が対応する。
 - イ 修理業者等への対応
修理が必要となった場合は、各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、あらかじめ定めておいた修理業者への依頼・対応について必要な措置をとる。
 - ウ 代替機能の確保
市庁舎において通信施設機能が全面停止となった場合、阿倍野防災拠点参集者は、阿倍野防災拠点にて迅速かつ確実な通信機能を確保する。
 - エ 関係機関への復旧依頼
市長は、西日本電信電話㈱、関西電力送配電㈱等に対し、通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。また、近畿総合通信局へ電源車等の貸与を受けるなどにより通信機能の確保に努める。

第5節 防災活動拠点の確保

5-1 防災活動拠点の確保

災害発生後、直ちに以下の防災活動拠点の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための拠点機能を確保する。

拠点分類	基本的役割	主な施設等
中枢防災活動拠点	全市を対象とした中枢機能 (情報の収集、整理、指揮命令等の実施)	市庁舎及び阿倍野防災拠点、 消防局及びその代替施設、他 各分庁舎
市域防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療 等の提供に関する基幹機能	浄・配水場、備蓄倉庫、 輸送基地、広域避難場所
地域防災活動拠点	市域防災活動拠点と連携し、コ ミュニティ防災活動のサポート機 能	区役所、消防署、 区保健福祉センター
コミュニティ防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療 等のきめ細かな提供に関する機 能	災害時避難所、一時避難場所 (小学校、中学校、公園等)

5-2 物流のネットワークの確保

災害発生後、直ちに緊急交通路及び輸送基地の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための物流のネットワークを確保する。

また、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。

5-3 情報通信のネットワークの確保

災害発生後、直ちに情報連絡のための設備の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための情報通信ネットワークを確保する。

5-4 災害時用ヘリポートの確保

災害直後の情報収集や救助・救護活動等において、陸上交通の混乱等による活動の遅滞に対処しうよう、各区に最低1ヶ所の災害時に活用できるヘリポート（災害時用ヘリポート）を確保する。

第6節 輸送対策

災害時における人員及び物資の輸送の円滑を図るため、車両、船艇等、輸送体制を確保する。

6－1 災害時の輸送

(1) 災害輸送の実施

災害輸送は、市本部の各部が行う。

(2) 災害輸送の種類

災害輸送は、次の各種のうちもっとも適切な方法で実施する。

- ア 自動車輸送
- イ 船艇輸送
- ウ 鉄道軌道輸送
- エ 航空機輸送

6－2 輸送体制の確保

(1) 自動車輸送

契約管財部は、各部からの要請に基づき、車両の確保を行う。

ア 輸送用トラックの確保

本市保有トラックのみで不足する場合は、あらかじめ締結した協定等に基づき民間に協力要請を行うこととし、なお不足する場合は大阪府に調達あっせんを依頼する。

イ 清掃用ダンプトラックの確保

本市入札参加有資格者等のダンプトラックを災害状況に応じて借り上げる

ウ 特殊用途車両の確保

障害物排除・除去用等の特殊車両は、本市入札参加有資格者等から災害状況に応じて借り上げる。

(2) 船艇輸送

財政部は各部からの要請に基づき、民間の船艇を借り上げる。

(3) 鉄道軌道輸送

各部は道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は他府県等遠隔地で物資等を調達したときは、鉄道等によって輸送を行う。

(4) 航空機輸送

市本部は災害の状況により航空機輸送を必要とするときは、自衛隊に空中輸送についての出動を要請する。

6－3 輸送基地及び緊急交通路の確保

(1) 輸送基地

災害時における他府県等からの緊急物資等の集積を図り、効率的な輸送体制を確保するため、市本部で被害状況を勘案し、概ね次の区分により活用を図る。

種 別	施 設 名 称		
陸上輸送基地	中枢備蓄拠点（阿倍野備蓄倉庫）		
	地区備蓄拠点（市内8箇所）		
	大阪城公園（東部地区）		
	鶴見緑地		
	住之江公園		
	長居公園		
海上輸送基地	緊急物資輸送 対応施設 ^(注)	南港地区	A1～3岸壁（供用） R4～5岸壁（計画中） F7岸壁（計画中）
		此花地区	北港岸壁 （計画4岸壁：1岸壁供用、3岸壁計画中）
		港地区	安治川1号岸壁 （計画2岸壁：1岸壁供用、1岸壁計画中）
		大正地区	鶴浜岸壁（供用）
	幹線貨物輸送 対応施設	夢洲地区	C10～12岸壁（供用）
	大阪湾浮体式防災基地（移動式）		
航空輸送基地	大阪国際空港		
	大阪八尾空港		

（注）海上輸送基地のうち、緊急物資輸送対応施設のR4～5岸壁及びF7岸壁は幹線貨物輸送にも対応

（2）緊急交通路

災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、大阪府警察（大阪府公安委員会）は緊急交通路を確保する。

道路管理者（港湾管理者）は、使用可能な緊急交通路を把握するため、大阪府・市と協力して、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により、早急に道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を国、大阪府、市本部及び大阪府警察等に報告する。

（3）重要物流道路の指定等

国土交通省は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、大阪府及び道路管理者（港湾管理者）と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

（4）輸送路ネットワーク路線

輸送基地、区本部、避難所等と有機的に結ぶため、道路被害状況の調査結果に基づき市本部が国、大阪府、府警察及び道路管理者と協議のうえ緊急交通路を幹線として輸送ネットワーク路線を選定する。市本部は、輸送路ネットワーク路線を選定したときは、市民等が自動車の使用を避けるように報道関係機関等に広報の協力を求める。

6-4 緊急道路啓開

道路啓開は、道路の損傷や道路上の障害物等により通行不能となった道路について、応急復旧や障害物除去により通行機能の回復を図るものであり、道路管理者は府警察や他の道路管理者等関係機関と連携して計画的に緊急交通路等について道路啓開作業を行う。

6-5 輸送用燃料の確保

災害輸送に従事する車両船艇の燃料は、次の方法により調達する。

（1）車両用燃料

- ア 各部が保有する燃料を使用する。
- イ 各部が契約している給油所において、随時現場で補給する。なお、本市と供給契約中の石油会社の給油カードが配布されている部は、最も近い給油所において、給油カードにより随時現場で補給する。
- ウ 災害輸送に従事する場合に、最も近い市有燃料タンクより補給をうける。
- エ 協定に基づき燃料を補給する。協定による確保については、「大阪市業務継続計画」による。

(2) 船艇用燃料

各部が、船艇所属の燃料タンク（船艇への燃料補給には特殊設備を要するため）から補給することとし、不足するときは取扱業者から補給をうける。

6-6 緊急通行車両の事前届出と確認申請

災害時に以下の用途に関する車両（大阪市が保有する車両及び契約により常時専用使用する車両並びに災害時に関係機関・団体等から調達する車両）については、災害対策基本法第76条第1項に基づく緊急通行車両として、災害応急対策を所管する部署の長が、大阪府公安委員会（当該部署の所在地の管轄警察署長）、又は府知事に対して、基本法施行令第33条による確認申請を行い、緊急通行車両確認証明書及び同標章の交付を受ける。なお、事前届出車両については、事前届出済証を添付して申請する。

- ア 警報の発令及び伝達、避難情報発令に関する車両
- イ 消防（道路交通法に定める緊急自動車を除く）、水防、その他の応急措置に関する車両
- ウ 被災者の救難、救助、その他の保護に関する車両
- エ 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両
- オ 施設及び設備の応急復旧に関する車両
- カ 清掃、防疫、その他保健衛生に関する車両
- キ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する車両
- ク 緊急輸送の確保に関する車両
- ケ 災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する車両

6-7 交通規制

災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合において、大阪府、本市、府警察、道路管理者及び港湾管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定「重点14路線※」及び高速自動車国道等に対しては、大阪府警察大阪府公安委員会が行う緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、大阪府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者（港湾管理者）との連絡・調整を行う。

※「重点14路線」

以下の14路線ルートを組合せて、市境から梅田新道交差点までの緊急交通路を確保する。

- ①国道1号 ②国道2号 ③国道25号 ④国道26号 ⑤国道43号 ⑥国道163号 ⑦国道176号
- ⑧国道308号 ⑨国道423号 ⑩府道大阪池田線 ⑪府道大阪生駒線 ⑫府道大阪和泉南線
- ⑬府道大阪高槻京都線 ⑭府道大阪中央環状線

(1) 緊急交通路の陸上交通の規制

大阪府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記「重点14路線」以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、国、大阪府、市町村、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

大阪府、本市、大阪府警察、道路管理者（港湾管理者含む）は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

- ア 道路管理者（港湾管理者）の役割
 - (ア) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を大阪府、本市及び大阪府警察に連絡する。

(イ) 通行規制

災害発生時において、道路施設の破損等の事由により、交通の危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限する。

なお、道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）に定める様式により表示を行う。

(ウ) 道路啓開

道路管理者（港湾管理者）は、道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、基本法第76条の6により運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、移動を行う。

イ 大阪府警察の役割

(ア) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(イ) 緊急交通路における交通規制の実施

「重点 14 路線」を組合せた市境から梅田新道交差点までの経路及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

また、大阪府警察は災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、「重点14路線」以外において、緊急交通路を指定する必要がある場合には、関係機関と連携をとり被災地域、被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。

① 区間規制

必要に応じて、重点14路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、「重点14路線」以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施する。

② 区域規制

被災状況等に応じて区域規制を行う。通行禁止区域は必要に応じ拡大・縮小する。

ウ 相互連絡

本市、大阪府警察と道路管理者（港湾管理者）は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。

エ 交通規制の標識等

大阪府警察及び道路管理者（港湾管理者）は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

なお、標識等の設置については、事前に関係機関と調整、検討のうえ設置する。

オ 広報

市本部、大阪府警察及び道路管理者（港湾管理者）は、道路交通の規制の措置を講じた場合には、看板等の掲示又は報道機関を通じて、交通関係業者、一般通行者・車両等に対し、その内容及びう回路等について広報する。

(2) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両等、消防吏員は消防用緊急車両の通行のため、警察官がその場にいない場合に限り、同様の措置を講ずる。

(3) 海上交通の規制

ア 大阪海上保安監部による海上交通の制限等

大阪海上保安監部長は災害発生時、その規模、態様もしくは海域の状況に応じ、危険防止等のため次の措置をとる

(ア) 必要に応じて船舶交通の制限又は禁止を行う。

(イ) 必要に応じて巡視船艇を派遣し、又は応急標識を設置する。

(ウ) 海上交通の規制措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビによる放送及び巡視船艇の巡回等の方法により、海事関係者及び船舶に対する周知に努める。

イ 本市

港湾管理者は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、港湾施設の使用を禁止若しくは制限し又は使用等について必要な指導を行う。

ウ 相互連絡

大阪海上保安監部長と港湾管理者は、災害発生時その規模、態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に通知する。

第7節 障害物の除去

災害対策活動の障害とならないよう、がれき、倒木等の障害物を除去し、交通路の確保を行う。

7-1 道路関係障害物の除去

(1) 実施機関

各機関は相互に協力し、原則として以下の区分で道路の通行に支障となる障害物の除去作業を実施する。なお、相互に連携を図り、迅速な対応が必要な場合は、関係機関と調整のうえ柔軟に対応する。

また、道路上のライフラインや鉄道施設（こ道橋・電柱・架線等）は、各々の施設管理者が実施する。

対象道路	実施機関
一般国道（指定区間）	国土交通省近畿地方整備局
一般国道（指定区間外） 大阪府道・大阪市道・臨港道路	大 阪 市
阪神高速道路 近畿自動車道	阪神高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社
ライフライン・鉄道施設 （こ道橋・電柱・架線）	西日本電信電話㈱ 関西電力送配電㈱、交通機関等

(2) 除去作業の方法

ア 各機関は、市本部と大阪府及び関係機関と調整し、指定した緊急交通路に配慮して除去作業を実施する。また、緊急的には最小限の交通路を確保する範囲で実施し、その後全面的な除去作業に着手する。

イ 除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議のうえ選定したがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は環境部と協議のうえ実施する。

ウ 沿道の倒壊家屋、工作物、放置自動車等の障害物除去方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。

(3) 実施体制

各機関は、情報共有を図り、迅速な対応が必要な場合は、関係機関と調整のうえ柔軟に対応し、必要に応じて協力者等への協力を依頼する。

7-2 河川・港湾関係障害物の除去

(1) 実施機関

各機関は、相互に協力するとともに、原則として以下の区分で河川及び港湾の水面障害物の除去作業を実施する。

対象河川	実施機関
一級河川（淀川、大和川）	国土交通省近畿地方整備局
一級河川（府管理河川）	大阪府
一級河川 （市管理河川及び知事より委任された河川） 準用河川、普通河川	大阪市
大阪港港湾区域	大阪市

(2) 除去作業の方法

各機関は、河川の治水重要度や施設の損壊及び船舶の航行安全確保の状況等を勘案し、障害物の除去作業を実施する。

除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定したがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地等への搬送は環境部と協議のうえ実施する。

河川への倒壊家屋、船舶等の障害物の除去の方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。

(3) 関係機関との連携

河川区域と港湾区域が重複する区域の除去作業については、各々の実施機関は実施日等について、双方協議を行い効率的に実施する。

(4) 実施体制

各機関は、相互に連絡して障害物の除去を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。

第2章 避難・安全確保

第8節 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

なお、本市は市民に対して、近隣のより安全な建物等への緊急的な退避や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることや、自宅での安全確保が可能な場合の待避についても避難行動であることを周知する。

8-1 警戒区域の設定

市民等の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めたときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
なお、大雨等の水害発生時における警戒区域の設定については、浸水想定区域等を考慮する。

- (1) 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定する。(基本法第 63 条)
- (2) 警察官又は海上保安官は、市長から要請があったときは警戒区域を設定する。(基本法第 63 条)
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。(基本法第 63 条)
- (4) 府知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。(基本法第 73 条)
- (5) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定する。(水防法第 21 条)
- (6) 消防長又は消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるときと認められるときは、火災警戒区域を設定する。(消防法第 23 条の 2)
- (7) 消防吏員又は消防団員は、火災の現場において消防警戒区域を設定する。(消防法第 28 条)

8-2 避難情報

(1) 避難情報の基準

避難情報等は、次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合に市長等が行う。

- ア 地震火災又はその他の火災の拡大等により市民等に生命の危険が及ぶと認められるとき
- イ 大津波警報又は津波警報が発表され、津波による家屋の損壊、浸水等の危険が認められるとき
- ウ 避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報が発せられたとき
- エ 河川の水位が上昇し氾濫のおそれがあるとき
- オ その他災害の状況により必要と認めるとき

なお、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立

退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、隣接市等との情報共有や連携を図る。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

また、避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を府知事に報告しなければならない。これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

なお、災害発生時に迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

（２）避難情報発令の実施

ア 避難情報発令の実施責任者

実 施 責 任 者	根 拠 法
市 長	基 本 法 第60条 1 項
警 察 官	基 本 法 第61条 1 項 警察官職務執行法 第 4 条 1 項
海 上 保 安 官	基 本 法 第61条 1 項
自 衛 官	自 衛 隊 法 第94条 1 項
知 事	基 本 法 第60条 6 項
知事又は その命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条 水 防 法 第29条
水 防 管 理 者	水 防 法 第29条

イ 避難情報発令の内容

避難情報発令を実施する者は、避難対象となる市民等に対し、次の事項を明確にして指示を行い市民等の避難を促すとともに円滑な協力を得るように努める。

（ア）避難指示者

（イ）避難指示を必要とする理由

（ウ）避難指示の対象区域

（エ）避難先及び所在地

（オ）避難経路

（カ）注意事項（火災盗難の予防、携行品、服装等）

ウ 避難情報の区分

区 分	発令する状態
高齢者等避難	災害発生の可能性が予想される場合
避難指示	災害発生のおそれが極めて高い状況等となった場合
緊急安全確保	既に災害が発生又は切迫している状況となった場合

エ 避難情報の発令

（ア）避難の指示を行った場合、市本部長（市長）は府知事に報告する。

（イ）市域の大部分において危険が切迫し、広域避難場所、津波避難ビル・水害時避難ビル等へ市民等が避難する必要性が生じた場合は、市本部長（市長）が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難を指示する。なお、緊急かつ必要と認めた場合には、市本部長（市長）に代わり、市副本部長（副市長）、または市危機管理監が避難の指示をする。この場合、直ちに市本部長（市長）に報告する。

- (ウ) 区本部長（区長）は市本部長（市長）に代わり、その管轄区域において危険が切迫し、緊急かつ必要と認めた場合には、警察署長、消防署長、水防関係責任者と協議のうえ区民等に対して避難のための立退きの指示をする。この場合、区本部長（区長）は直ちに市本部長（市長）に報告する。
- (エ) 市本部長（市長）が、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行う。
- (オ) 市本部長（市長）は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。
- オ 警戒レベルを用いた避難情報の伝達
 避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報に基づく避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達する。^(注)
- (注) 避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達されるが、気象台が発表する防災気象情報等の一部は、該当する「警戒レベル」に相当する「警戒レベル相当情報」として発表される。
- ただし、あくまでも「警戒レベル相当情報」は住民の主体的な行動を促すための情報であり、かつ市町村の避難情報発令の目安として活用される情報であり、「警戒レベル相当情報」が出されたとしても、避難情報は市町村が総合的に判断して発令されるものであるため、避難情報は発令しないことがある。

表 「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係

発令・発表の主体	警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当情報等	
				洪水予報	洪水予報
大阪市	警戒レベル 5	緊急安全確保(呼称:緊急安全確保)	既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する。	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・高潮氾濫発生情報
	警戒レベル 4	避難指示(呼称:全員避難)	災害発生のおそれが高い状況等となっているため、危険な場所から全員避難する。	氾濫危険情報	・高潮警報 ・高潮特別警報 ・高潮注意報(夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるもの) ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布「非常に危険」）
	警戒レベル 3	高齢者等避難(呼称:高齢者等避難)	災害発生のおそれがあることから避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある者、乳幼児等)とその支援者は、危険な場所から避難する。その他の人は、避難の準備を整える。	氾濫警戒情報	・大雨警報（浸水害） ・洪水警報 ・警報に切り替える可能性が高い高潮注意報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布「警戒」）
気象庁	警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報	避難に備え、自らの避難行動を確認する。	氾濫注意情報	・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布「注意」）

発令・発表の主体	警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当情報等	
				洪水予報	洪水予報
					・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布「注意」）
	警戒レベル 1	早期注意情報	災害への心構えを高める。		

カ 避難情報発令の伝達方法

避難情報発令の伝達は、以下の方法で市本部及び区本部で実施する。

- （ア）同報系無線、インターネットやおおさか防災ネットのメール配信サービス、各所属で所有する公用車・自転車・携帯拡声器、又はヘリコプター等、利用可能なあらゆる手段で実施する。
- （イ）移動体通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）の緊急速報メールサービスにより実施する
- （ウ）報道機関との協定に基づき、マスメディアを通じて実施する。
- （エ）避難行動要支援者に対しては、（ア）から（ウ）に加え、要配慮者利用施設へのメール配信とともに、自主防災組織の代表者を通じて整備した情報伝達体制により、情報伝達を行う。

キ 避難情報発令の解除

- （ア）市本部長は、前記エ（イ）の避難の必要がなくなつたと認める時はその旨公示する。なお、解除の伝達は前記カの方法による。
- （イ）区本部長は、前記エ（ウ）の避難の必要がなくなつたと認める時は速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに市本部長に報告する。

（3）洪水予報河川・水位周知河川に関する避難計画

ア 避難の基本方針

（ア）自宅・施設等内での安全確保

自宅・施設等が、浸水想定区域内であっても、自宅・施設等が頑丈なマンション・オフィスビルなどで浸水する深さよりも高い階にあり、かつ自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域の外側の場合の避難行動として居住者・施設管理者等は、自宅・施設等に留まり安全を確保することを検討する。

ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、市民・施設管理者等自身が避難行動を必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る最善の避難行動をとる必要がある。

また、大規模な河川氾濫が発生した場合は、浸水した水が引くまでの避難生活が長期化するおそれがあることから、平時の取組みとして、水・食料などの十分な備えの確保に努める。

（イ）自宅・施設等外の避難行動

自宅・施設等が、浸水想定区域内で、居室等へ浸水するおそれがあり、自宅・施設外への避難行動が必要な場合、居住者・施設利用者等は、浸水が想定される区域の外側（浸水想定区域外）や近隣の浸水しない場所に住む親戚・知人宅等や指定緊急避難場所（小中学校など）の非浸水階に避難する。

- （ウ）市民・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、どの指定緊急避難場所へどの経路で立退き避難するか等避難情報が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく。また、避難先は、公的な避難場所に限らず、親戚、知人宅への避難について日頃から相談しておく。

イ 警戒レベル及び避難情報発令基準

(ア) 洪水予報河川

① 淀川、大和川下流、神崎川、安威川、石川

表 警戒レベル及び発令される避難情報

避難情報の内容		発令される避難情報
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保 ・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の氾濫相当水位に到達したとき ・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき） 河川が氾濫したとき
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難 洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の危険水位に到達したとき
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備	高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難 洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の避難判断相当水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。 ・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者・水防事務組合等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。		

表 大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕

管理者	河川名称	観測基準点	警戒レベル 3	警戒レベル 4	警戒レベル 5
			警戒レベル 3 発令準備水位	警戒レベル 4 発令水位	警戒レベル 5 発令水位
国土交通省	淀川	枚方	5.40	5.50	8.34
	大和川下流	柏原	4.96	5.54	6.19
大阪府	神崎川	三国	4.82	5.03	5.82
	安威川	千歳橋	3.54	4.25	5.13
	石川	玉手橋	—	—	—

※大阪市域の大阪市氾濫危険水位・大阪市氾濫開始相当水位は河川管理者から示された水位。

大阪市避難判断水位は大阪市氾濫危険水位のおよそ1時間前の水位として本市で設定。

※淀川及び神崎川について、「大阪市域の大阪市氾濫危険水位」と「基準水位の氾濫危険水位（下表）」は一致する。

※石川の避難情報発令基準は、「石川に災害発生又は切迫の状況が確認され、且つ、東除川が氾濫相当水位に到達した場合」とする。

表 流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕

管理者	河川名称	観測基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
国土交通省	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50
	大和川下流	柏原	3.20	4.50	5.10
大阪府	神崎川	三国	3.80	4.85	5.00
	安威川	千歳橋	3.25	3.65	4.00
	石川	玉手橋	3.90	4.60	4.80

① 寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路

表 警戒レベル及び発令される避難情報

避難情報の内容		発令される避難情報
警戒レベル 5	緊急安全確保	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保 ・ポンプ運転調整水位に到達したとき ・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき） 河川が氾濫したとき
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難 ・【寝屋川、第二寝屋川、平野川】洪水予報における観測基準点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき ・【平野川分水路】洪水予報における観測基準点の水位が、ポンプ運転調整水位到達のおよそ 30 分前の水位に到達したとき
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備	高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難 ・【寝屋川、第二寝屋川、平野川】洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の避難判断相当水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき ・【平野川分水路】洪水予報における観測基準点の水位が、避難判断水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。 ※ ただし、警戒レベル 5 は、必ず発令するものではない。 ・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者等からの情報（排水機場や水門、下水ポンプの状況）、降雨の状況など、各種の情報を確認する。		

表 大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕

河 川 名 称	観測基準点	警戒レベル 3	警戒レベル 4	警戒レベル 5
		警戒レベル 3 発令準備水位	警戒レベル 4 発令水位・ポンプ運転調整水位到達のおよそ 30 分前の水位	警戒レベル 5 発令水位・ポンプ運転調整水位
寝 屋 川	京 橋	3. 14	3. 32	3. 50
第二寝屋川	昭 明 橋	4. 25	4. 55	4. 85
平 野 川	剣 橋	3. 92	4. 16	4. 40
平野川分水路	今里大橋	3. 40	3. 85	4. 63
古 川	桑 才	3. 30	3. 40	3. 67

※寝屋川、第二寝屋川、平野川について、大阪市域の大阪市避難判断水位は、大阪市氾濫危険水位に到達するおよそ 1 時間前の水位として、河川管理者からの水位上昇量の情報提供をもとに、本市において設定。

なお、大阪市氾濫危険水位は、ポンプ運転調整水位に到達するおよそ 1 時間前の水位。

※平野川分水路について、各基準水位間の差が小さいことから、避難指示の水位として、河川管理者からの水位上昇量の情報提供をもとに、ポンプ運転調整水位に到達するおよそ 30 分前の水位で設定。

表 流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕

河 川 名 称	観測基準点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	ポンプ運転 調整水位
寝 屋 川	京 橋	3.00	3.20	3.30	3.50
第二寝屋川	昭 明 橋	3.40	4.40	4.55	4.85
平 野 川	剣 橋	3.30	4.00	4.15	4.40
平野川分水路	今里大橋	3.30	3.40	3.50	4.63
古 川	桑 才	3.20	3.30	3.40	3.67

（イ）水位周知河川

①天竺川・高川・東除川・西除川

表 警戒レベル及び発令される避難情報

避難情報の内容		発令される避難情報
警戒レベル 5	緊急安全確保	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称：緊急安全確保 ・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の氾濫相当水位に到達したとき ・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき） 河川が氾濫したとき
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示（市町村が発令）※呼称：全員避難 観測基準点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備	高齢者等避難（市町村が発令）※呼称：高齢者等避難 ・観測基準点の水位が、避難判断水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。 ※ ただし、警戒レベル5は、必ず発令するものではない。 ・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。		

表 大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕

河川名称	観測基準点	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
		警戒レベル3 発令準備水位	警戒レベル4 発令水位	警戒レベル5 発令水位
天 竺 川	天竺川橋	2.20	2.30	3.21
高 川	水 路 橋	1.62	1.70	3.66
東 除 川	大堀上小橋	3.20	3.90	5.29
西 除 川	布 忍 橋	3.70	4.00	5.06

※天竺川、東除川、西除川の水位は、河川管理者から示された水位。（高川は、本市で設定）

表 流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕

河川名称	観測基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
天 竺 川	天竺川橋	2.00	2.20	2.30
高 川	水 路 橋	1.50	1.55	1.60
東 除 川	大堀上小橋	2.90	3.20	3.90
西 除 川	布 忍 橋	2.50	3.70	4.00

(ウ) 避難情報発令対象区域

避難情報発令対象区域は、河川管理者が指定・公表している「浸水想定区域図」及び大阪府が公表している「洪水リスク表示図」を基本とし、その範囲については、床上浸水以上が想定される浸水深 50cm 以上を対象とする。

避難情報の対象範囲についての詳細は、資料編に定める

(4) 高潮発生時に関する避難計画

ア 避難の基本方針

(ア) 自宅・施設等内での安全確保

自宅・施設等が、浸水想定区域内であっても、自宅・施設等が頑丈なマンションなどで浸水する深さよりも高い階にある場合の避難行動として居住者・施設管理者等は、自宅・施設等に留まり安全を確保することを検討する。

ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、市民・施設管理者等自身が避難行動を必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る最善の避難行動をとる必要がある。

また、大規模な高潮氾濫が発生した場合は、浸水した水が引くまでの避難生活が長期化するおそれがあることから、平時の取組みとして、水・食料などの十分な備えの確保に努める。

(イ) 自宅・施設等外の避難行動

自宅・施設等が、浸水想定区域内で、居室等へ浸水するおそれがあり、自宅・施設外への避難行動が必要な場合、居住者・施設利用者等は、浸水が想定される区域の外側（浸水想定区域外）や近隣の浸水しない場所に住む親戚・知人宅等や指定緊急避難場所（小中学校など）の非浸水階に避難する。

(ウ) 市民・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、どの指定緊急避難場所への経路で立退き避難するか等、避難情報が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。また、避難先は、公的な避難場所に限らず、親戚、知人宅への避難について日頃から相談しておく必要がある。

イ 警戒レベル及び避難情報発令基準

(ア) 高潮浸水想定

表 警戒レベル及び発令基準

発令内容		発令等の基準
警戒レベル 5	災害発生又は切迫	緊急安全確保【市町村が発令】※呼称:緊急安全確保 警戒レベル 4 避難指示の発令の後 ・ 大阪府から高潮氾濫発生情報 ^{※1} の通知があった場合 ・ 大阪市域で浸水被害の発生が確認された若しくは、そのおそれが高い場合
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難 ・ 気象台から、警戒レベル 4 相当高潮警報若しくは、高潮特別警報が発表された場合 かつ ・ 気象台から、大阪市域の予測潮位が、大阪市域の危険潮位 ^{※3} を超える情報を得た場合
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備	高齢者等避難【市町村が発令】※呼称:高齢者等避難 ・ 気象台から、警戒レベル 3 相当高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）が発表された場合 かつ ・ 気象台から、大阪市域の予測潮位が、大阪市域の危険潮位 ^{※3} を超える情報を得た場合

発令内容	発令等の基準
ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけ※ ²	【大阪府・市町村からの呼びかけ】 (最接近の48時間前を目安) ・大阪府知事より、「府民へのメッセージ」が発表された場合 または ・48時間前の予測で、暴風警戒域が大阪市域にかかり、最接近時の台風の中心気圧が940hPa未満の場合 若しくは、 (最接近の24時間前を目安) ・気象台から、高潮特別警報の可能性に関するメール・気象台からのコメントが出された場合 かつ ・気象台から、大阪市域の予測潮位が、大阪市域の危険潮位※ ³ を超える情報を得た場合

※1 高潮氾濫発生情報(大阪府から、高潮特別警戒水位(o.p.+3.5m)に達した時に提供される情報)

※2 大阪市より、上記の基準をもとにHPやSNSを用い広報を行う。

※3 危険潮位(o.p.+5.2m):水門外の計画高潮位

(イ) 避難情報発令対象区域

避難情報発令は、大阪府が指定・公表している「浸水想定区域図」を基本とし、その範囲については、床上浸水以上が想定される浸水深50cm以上を対象とする。詳細の避難情報の対象範囲については、資料編に定める。

8-3 避難の誘導・移送

(1) 避難の開始

ア 災害直後は自主防災組織、隣近所等で助け合い、集団行動をとって、安全に行動できる服装で携帯品は非常持ち出し品等必要最小限度のものにとどめたうえで、組織ごとに避難場所に避難する。

イ その際、自主防災組織は、避難支援プランにより災害ごとにあらかじめ定めた体制、方法に基づき、避難行動要支援者の速やかな安否確認、救出、救護及び避難支援行動に努める。

(2) 避難の誘導

ア 浸水の避難情報が発令された場合、大津波警報、津波警報が発表された場合又は火災等が発生し危険と判断された場合は、区本部職員、自主防災組織などが警察官等と連携し、周囲の状況を勘案し災害に応じた適切な避難場所に誘導する。

イ 地下施設、病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導する。

ウ 誘導の順序は避難行動要支援者を優先する。

エ 誘導経路については安全を確認し、危険箇所がある場合には適宜警察官等の協力を得て、区本部職員、自主防災組織などを要所に配置する。

(3) 避難路の利用

大規模な避難を円滑に行うため、原則として、あらかじめ定められた避難路を利用する。

(4) 移送

区本部職員等が自力で避難できない避難者を確認した場合は、危機管理部と連携し、防災関係機関の協力を得て車両、船艇、ヘリコプター等で移送する。

また、被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、自衛隊、大阪海上保安監部、大阪府警察等の協力を得て、迅速に他の地域へ移送する。

8-4 津波からの避難

(1) 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

ア 津波に関する情報の伝達等

市本部、大阪港湾部等は、次の事項に配慮して津波に関する情報を伝達する。

(ア) 津波に関する情報が、市民等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。

(イ) 船舶に対する伝達

(ウ) 船舶の係留強化、港外退避などの措置

(エ) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

イ 避難対策等

(ア) 避難の基本方針

① 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。

② 避難指示区域内に住む人は、浸水想定区域外の広域避難場所、一時避難場所等のオープンスペースへ避難する。

③ 浸水想定区域外への避難が困難な場合（高齢者や要介護者など移動が困難な場合）や時間的に余裕が無い場合は、付近の丈夫な建物（津波避難ビル等）の浸水しない階か、災害時避難所の浸水しない階に避難する。

④ 避難指示区域外にいる人は、引き続き避難情報の発表に注意する。

(イ) 津波による避難指示の対象となる地区※

いずれの場合も災害の状況により、避難指示区域を適宜拡大する。

気象庁発表 対 象 区	津波注意報	大津波警報 津波警報
港	注意喚起 避難指示等の発令なし (注1)	避難指示 (注2) (17区)
大 正		
西 淀 川		
住 之 江		
西 成		
此 花		
淀 川		
福 島		
西		
浪 速		
北		
中 央		
都 島		
旭		
城 東		
鶴 見		
住 吉		
東 淀 川		注意喚起
東 成		
生 野		
天 王 寺		
阿 倍 野		

気象庁発表 対 象 区	津波注意報	大津波警報 津波警報
東 住 吉		
平 野		

(注１) 漁業従事者、沿岸港湾施設等で仕事に従事する者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域においては、港湾管理者、河川管理者等と連携し、必要に応じて注意喚起等を行う。

(注２) 詳細の避難指示対象範囲については、資料編に定める。

(２) 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波警報等の情報に基づいて施設内の利用者等を、あらかじめ整備済みの体制により安全に避難させる。

学校においては、あらかじめ学校ごとに取りまとめたある応急対応策に基づき、避難、保護者への連絡を行うとともに、避難所の初期対応を行う。

(３) 事業所等における避難誘導

事業者は、警報等の情報に基づいて本市が指定する避難場所のほか、適切な場所に従業員等を避難させるとともに、避難者の受入に努める。

(４) 地下街、地下施設における避難誘導

地下街、地下施設管理者は、あらかじめ作成済みの計画に基づき、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図る

８－５ 地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難

(１) 対象地域

地震に伴う堤防沈下等による浸水が発生する恐れのある地域（総則編第３節３－２（２）津波ウの「図 津波が到達するまでに、防潮堤の沈下等により浸水する区域」 以下、「即時浸水地域」という。）については避難を行う。

(２) 避難

ア 避難の開始

地震に伴う堤防沈下等による浸水は、地震発生後に時間的猶予なく発生することから、「５－２ 避難の指示」によることなく、即時浸水地域内の市民等は、地震発生後速やかに避難（以下、即時避難という。）を開始する。

イ 避難の基本方針

具体的な即時避難の方法の基本方針は次のとおりとする。

(ア) 地震発生後、速やかに自宅又はその付近の即時避難可能な建物の、浸水しない階に即時避難を行う。

(イ) 地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震においても発生の可能性があることから、地震の種別にかかわらず即時避難を行う。

(ウ) 一定時間、浸水状況の確認を行い、津波の情報などを基に必要な場合は、津波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難する。

(エ) 即時浸水地域内の市民及び事業者は相互に協力し、即時避難可能な建物の確保を行う。

８－６ 広域避難・一時滞在

災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、市長は、他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては大阪府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第9節 避難施設

9-1 避難場所の管理等

(1) 広域避難場所の避難状況の把握

広域避難場所に多くの市民等が避難するような大規模災害が発生した場合、区本部の担当者は、広域避難場所の施設管理者の担当者と連携して、避難状況を把握する。

広域避難場所からの避難者の移動など現地での避難者対応が必要な場合は、区本部は現地に職員を派遣して必要な措置をとる。

広域避難場所の施設管理者は、現地での避難状況の把握や避難者の安全確保など区本部の協力に応じるように努める。

なお、広域避難場所を避難以外の災害対策活動の拠点等として利用する場合は、それぞれの活動方針に基づき取り扱うものとする。

9-2 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設・運営

ア 区本部長は、区職員の中から避難所主任及び係員を担当する区内避難所の開設及び管理にあたらせる。

イ 避難所の運営にあたっては、自主防災組織を中心として「避難所運営委員会」を立ち上げ、避難所主任・避難者、施設管理者とともに避難所運営を円滑に進めるよう努める。

ウ 区本部長は、被災状況や避難者等の状況に応じ、避難所の集約・閉鎖の判断及び決定する。

エ 市本部は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告するよう努める

(2) 避難所開設・運営にあたっての留意事項

ア 要配慮者への配慮

イ 多言語支援が必要な避難者に対して、災害時通訳・翻訳ボランティアを活用するなど、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

ウ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

エ 避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

オ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。

カ 災害時に避難所として使用する場所を設定する際には、避難者の人数に応じ、冷暖房設備のある部屋を使用するなど、避難者に配慮した避難所となるようにする。

キ 感染症蔓延下における避難所運営については、国その他関係機関の示す対策を講じることで、避難所内での感染拡大防止に努める。

ク その他、避難所の開設・運営にあたっては、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえる。

(3) その他の災害時避難所の設置

大規模な災害が発生し、指定した避難所の被害が甚大であるか又は避難者が多数のため受入能力を超えた場合、区本部長は臨時の災害時避難所を設営し避難者を受入する。

なお、区本部長は危機管理部長と連携をとり、想定しうる施設の所有者、管理者、占有者又は関係者に事前に承諾を得るものとする。

(4) 区内で避難者の受入が困難な場合の対応

ア 他の区、又は他都市等への避難の調整

区域の広範囲において津波浸水被害が発生するなど、区内で利用可能な災害時避難所を開設してもなお、避難者を受入できない場合、危機管理部長は区本部長からの要請により、他区の災害時避難所への避難の調整を実施する。ただし、災害想定において上記の状況が想定され、区長間で事前に調整済みの区については、当該区間で受入を実施する。

さらに、市内の災害時避難所で対応が困難な場合には、市本部は、大阪府や関西広域連合と連携して、他都市等に避難者の受入を要請する。

イ 他の区からの避難受け入れ

災害時に他区からの避難者の受入要請された区本部長は、あらかじめ受入可能な災害時避難所を提供する。

なお、他区から避難者を受入れる区の住民及び事業者は、受入について理解するとともに、必要に応じ、他区からの避難者とともに避難所運営等に協力するよう努める。

(5) 避難所の早期解消のための取組み等

大阪府、本市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する避難者の低減、避難所の早期解消に取り組む。

ア 応急仮設住宅の供与等

都市整備部は、大阪府や他の公共団体等と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な供与及び公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

イ 自宅の活用

計画調整部は被災宅地危険度判定を迅速に実施する。

また、都市整備部は必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

さらに区本部は自宅に戻った避難者へも、避難所における避難物資の供給等に努める。

第10節 避難行動要支援者に関する対策

10-1 避難行動要支援者避難支援

避難行動要支援者支援については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の定めによる。

- ア 避難行動要支援者、自らの取組み（自助）
災害発生時に自身又は家族等の支援で適切な避難行動を行う。
- イ 自主防災組織を中心とした地域の取組み（共助）
避難支援者は、第一に本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提とし、地域の特性に応じてあらかじめ企画、立案した避難行動支援活動を、地域及び事業者との協働により実施する。
- ウ 本市の取組み（公助）
災害発生又は発生するおそれのあるときは、以下の目安を参考とし、災害状況を判断しながら「大阪市避難行動要支援者名簿」を避難支援等関係者となる自主防災組織へ提供する。
 - ☐ 目安
 - 震度6弱以上
 - 避難準備・高齢者等避難発令時
 - ☐ 提供先
 - 地域本部
 - その他、区長が認めるもの

第 1 1 節 学校園等における避難

1 1 - 1 学校園等の災害発生時の対策

(1) 授業時間中の対応

ア 教職員等は、災害発生時、直ちに、幼児、児童、生徒（以下「児童等」という）の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。

イ 校園長等は、あらかじめ定められた非常変災時※の措置基準に従い下校措置の判断を行い、教職員が児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。

※自然災害をはじめとする緊急事態全般

(2) 授業時間外の対応

ア 校園長等は、あらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い臨時休業措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。

イ 教職員等は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。

第12節 帰宅困難者対策

大災害により交通機能等が停止した場合、ターミナル駅周辺に人が集中して大きな混乱が発生するとともに、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがある。また、車道上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれもある。

このことから、一斉帰宅や出社の抑制とターミナル駅周辺における混乱防止について、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的に取り組む。

12-1 一斉帰宅抑制の推進

本市は大阪府や関西広域連合と連携し、一斉帰宅の抑制の呼びかけを行う。

企業・事業所等は、施設内待機等に係る計画などにに基づき、従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・備蓄食料の提供など、一斉帰宅を抑制するために組織での対応に努める。

12-2 ターミナル駅周辺の滞留者対策

ターミナル駅が存する区においては、区役所とターミナル駅周辺の企業・事業所等の施設管理者が協力して、滞留スペースの提供や滞留者への支援を行う。

12-3 交通情報の入手・伝達

本市は、大阪府や関西広域連合、防災関係機関と連携して、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報を入手し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

また、市民等に対し、安否確認ツール（J-anpi^(※)）への避難者情報提供）利用を呼びかける。

※「J-anpi」：通信事業者による災害用伝言板、各企業、団体が収集した安否情報をまとめて確認できるサイト

12-4 徒歩帰宅者への支援

(1) コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等における支援

各事業者は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する。

(2) 給油取扱所における支援

大阪府石油商業組合加盟店は、「地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」に基づき、徒歩帰宅者に対し、給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する。

12-5 代替輸送

危機管理部は、大阪府と連携し、災害発生時における各鉄道・バス事業者の運行状況を把握し、統一的な情報発信を行う。

また、危機管理部は、国や関西広域連合、大阪府と連携し、本市における各鉄道・バス事業者等の輸送機能が早期に回復できるよう調整を図るとともに、近畿運輸局、道路管理者（港湾管理者）、交通管理者、鉄道・バス事業者等の関係機関による代替輸送が円滑に実施されるように努める。

なお、市内の鉄道が被災し、当面、運行再開ができない場合は、危機管理部が警察や道路管理者に道路の通行可否を確認のうえ、市中心部と市境界付近のバス事業者の営業所やター

ミナルを結ぶ区間を基本に、バス事業者及び大阪バス協会と連携して輸送を確保するよう努める。

第 1 3 節 外国人に関する対策

1 3 - 1 災害多言語支援センターの設置

経済戦略部は「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、必要に応じて災害多言語支援センター（以下「多言語支援センター」という。）を国際交流センターに設置する。

国際交流センターは、経済戦略部の指示に基づき、多言語支援センターの運営にかかる業務を行う。

1 3 - 2 情報提供・相談体制

災害時においては、外国語による情報が不足しがちであることから、多言語支援センターは、経済戦略部と連携し、多言語による外国人住民への情報提供及び相談対応を行う。また、多言語支援センターは、市本部及び本部の要請に基づき通訳・翻訳等の支援（災害時避難所の巡回）を行う。

来阪外国人旅行者には、経済戦略部は大阪観光局と連携し、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努めるとともに、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

また、経済戦略部は、外国人に関わる各種情報について、当該国の駐日外国公館等との連絡調整を図る。

第 1 4 節 地下空間の浸水避難

1 4 - 1 地下空間の浸水避難

- (1) 地下空間管理者や地下空間利用者に対する水害情報の的確かつ迅速な伝達
本市及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間からの避難は浸水前に完了することが望ましいことを考慮し、地下空間管理者、地下施設利用者等に水害情報等を的確かつ迅速に伝達する。
- (2) 迅速かつ確実な避難の確保
地下街等の地下空間管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害防止計画（水防マニュアル）に基づき、地下空間に浸水する前に全員を迅速かつ確実に避難させる。

第3章 消防応急対策

第15節 消防応急活動

震災、風水害、大規模火災及び危険物等に係る災害応急対策のうち、消防に関するものを定める。

15-1 震災、風水害時の応急対策（共通）

（1）非常警備

地震、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、通常の警備体制では対応が困難であるときは、消防局が別に定める計画に基づき、非常警備を発令するとともに、現に勤務している職員以外の職員を対象として、非常警備に応じた非常招集を発令する。

（2）受援体制の確立

他の消防機関からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。

（3）自主防災組織等との連携

消火、救助、救急活動等については、自主防災組織、事業所の自衛消防隊等と連携を保ちながら実施する。

15-2 震災時の応急対策

（1）消防活動

大規模地震発生時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生するが、大規模火災へと発展させないよう、火災防ぎょ活動を優先した部隊活動を実施するとともに、火災防ぎょ活動と並行して救助救急活動を実施する。

ア 初動措置

警防本部長及び大隊本部長は、地震発生と同時に事前計画に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。

イ 火災防ぎょ活動

震災時の同時多発火災に対応するため、火災の早期発見、延焼拡大前の早期鎮圧を主眼とした火災防ぎょ活動を実施するとともに、火災に対応可能な消防隊を確保するため、すみやかに他の火災現場に移動可能な態勢を整える。

ウ 救助活動

火災現場における人命救助活動を最優先とし、資器材を有効に活用し活動する。

エ 救急活動

救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせる。

（2）津波対策活動

火災の早期鎮圧を図るための火災防ぎょ活動を最優先とし、並行して救助、救急活動等を実施するほか、火災などに対応していない消防隊で避難広報活動を実施する。

また、防災関係機関や自主防災組織等の他機関と連携して活動を実施する。

（3）大阪市消防局災害活動支援隊との協働

大阪市消防局災害活動支援隊と協働して、震災消防活動を実施する。

15-3 風水害の応急対策

（1）安全措置指導

禁水性危険物を貯蔵し、又は取扱う危険物製造所等及び少量危険物貯蔵取扱場に対する安全措置等の指導を行う。

（2）河川等の警戒

河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達する見込みのとき、津波又は高潮のおそれがあるときは、水防施設、河川等の警戒を行い、その状況の把握に努める。

また、堤防、水こう門、その他の水防施設に危険な状態を発見した場合は、速やかに当該施設の管理者に連絡する。

(3) 水防工法の実施

水防工法は、水防管理者からの要請に基づき実施する。ただし、事態が切迫している場合は、要請を待たずに実施する。

(4) 避難誘導

避難指示（呼称：全員避難）が発令されたときは、水防活動等を実施していない隊は避難誘導を実施し、防災関係機関等と連携して速やかにその内容を市民等に伝達する。

(5) 水防警戒区域の設定

水防上緊急の必要があると認める場合は、水防法第21条に基づき警戒区域を設定する。

(6) 救助活動等

ア 出水、家屋倒壊等による要救助者の救助は、他の警防活動に優先して実施する。

イ 行方不明者の搜索は、防災関係機関等と作業分担、搜索方法等を協議し、連携を図り実施する。

15-4 大規模火災等の応急対策

(1) 火災の警戒

ア 火災に関する警報

(ア) 警戒体制の確立

火災に関する警報（以下「火災警報」※という。）が発令された場合は、非常警備を発令するとともに、必要に応じて職員の非常招集を行い、警戒体制の確立を図る。

※「火災警報の発令基準」

「第2節 災害情報の収集・伝達 2-2 警報等の伝達」に示す。

(イ) 火の使用制限

火災警報が発令された場合は、警報が解除されるまでの間、大阪市火災予防条例第30条に定める火の使用制限に係る広報等を行う。

(ウ) 市民等への周知

広報車、ヘリコプター等を活用して市民等や事業所に火災警報の発令や火の使用制限等について周知するとともに、防災関係機関のほか各事業所の自衛消防隊や自主防災組織の連携を密にする。

イ 広域的な水道管の断減水

水道管の破損等により、広域的に断水又は水压低下が生じた場合は、必要に応じて特別警戒を実施し、次により火災の警戒体制を確立する。

(ア) 火災の早期発見のため、巡回警戒を実施する。

(イ) 水槽付きポンプ車の移動配備を行う。

(ウ) 遠距離大量送水システムを活用する。

(エ) 河川等の自然水利及び貯水槽、プール等の消火栓以外に水利指定を行う。

(オ) 広報車等により、市民等や事業所に対し火災予防の広報活動を実施する。

(2) 大規模火災等

ア 大規模火災

大規模火災発生時においては、射程距離の大きい放水砲等により風下又は側面から放水するとともに、延焼危険のある建物への延焼阻止を図り、さらに飛び火による火災を警戒するため警戒隊を配置する。

イ ラジオ・アイソトープ施設火災

ラジオ・アイソトープ施設火災発生時においては、保有する資器材を有効に活用し、迅速、的確に消火活動を実施する。

ウ 高圧ガス施設、毒劇物施設等火災

高圧ガス施設、毒劇物施設等の火災発生時においては、未然物の移動又は冷却等を行い、延焼拡大又は爆発の防止に努めるとともに、消防警戒区域の設定、火気の使用禁止及び住民の避難等の措置を講じる。

15-5 地下街・高層建築物等災害の応急対策

(1) ガス漏洩事故

ア 検知器等により漏洩ガスの拡散範囲を検知し、直ちに、火災警戒区域の設定を行い警戒区域内の火気使用禁止、静電気等の発生防止及び火花を生ずるおそれのある機器、設備の使用を停止させるとともに、通行遮断、滞在者の避難誘導等の必要な措置を講じる。

イ ガスの供給遮断は、関係機関と連携を図って実施する。

(2) 火災等

ア 消火活動

事前計画に基づく消火活動体制を早期に確立し、消防隊の任務分担の徹底を図るとともに、資器材及び施設の消防用設備等を有効に活用し、水損防止対策、排煙等の措置を講じる。

イ 救助活動

事前計画に基づく救助活動体制を早期に確立し、消防隊の任務分担の徹底を図るとともに、情報収集、連絡体制を強化し、資器材及び施設の消防用設備等を有効に活用する。また、高層建築物等火災では、災害状況に応じて屋上緊急離着陸場等を活用したヘリコプターによる救助を実施する。

15-6 危険物施設等の応急対策

事前計画に基づき、泡放射体制の早期確立を図る。また、他の危険物施設への延焼等のおそれがある場合は、冷却及び延焼経路の遮断を実施するとともに、施設の管理者、自衛消防隊及び防災関係機関等と連携を図りながら消防警戒区域の設定、避難誘導等を実施する。

なお、危険物施設等の管理者は以下の措置を講じる。

(1) 危険物の漏洩及び火災等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、火気及び電源を遮断する。

(2) 危険物施設の被災状況を確認し、危険物の漏洩、火災その他の災害が発生した場合は、防災機関へ通報するとともに広報・避難誘導等、従業員及び付近住民の安全確保の措置を講じる。

(3) 危険物の漏洩があった場合は、流出、拡散及び出火防止の措置を講じる。

(4) 事前に定められた計画に基づき、自衛消防組織等による消火、救出、救護その他必要な活動を行う。

15-7 海上災害の応急対策

(1) 消火活動

防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇及び化学消火剤等を効果的に活用し、消火活動を実施する。

(2) 救助・救急活動

防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇、ヘリコプター等を効果的に活用し、迅速に救助活動を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。

(3) 搜索活動

防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇、ヘリコプター等を効果的に活用し、行方不明者等の搜索活動を実施する。

(4) 危険物の大量排出に対する活動

大量の危険物が排出した場合は、大阪湾播磨灘排出油防除協議会と連携を図り、排出油の拡散防止に努める。

また、排出油による火災が発生した場合又は火災発生のおそれがある場合は、陸上隊、船艇隊並びに大阪海上保安監部等船艇を有する関係機関と相互に連携を図り活動する。

なお、石油等を排出した者は、以下の措置を講じる。

ア 海上等に排出した油類の種類、周囲の状況等を的確に判断して適切な措置を講じる。

イ 漏洩箇所の応急修理及び土のうなどにより海上排出を防止し、あわせて排出油の海面等への拡散防止の措置を講じる。

ウ 油類等が海上等に排出した場合、潮流、風向等により広範囲にわたり二次的災害の危険性があるので、沿岸施設等への迅速な連絡と広域的防護対策を講じる。

エ 排出油に毒性がある場合は、火災の発生等に関係なく上記の避難誘導を優先して行うとともに、毒性の確認と必要な措置を講じる。

15-8 大阪北港地区（石油コンビナート等特別防災区域）における災害応急対策

大阪北港地区内において災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく各特定事業所の防災規程、大阪北港地区共同防災組合の共同防災規程及び大阪府石油コンビナート等防災計画、大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画の定めるところにより、当該事業所の自衛防災組織、共同防災組織、消防機関及びその他関係行政機関による総合的な防災体制のもとに災害応急対策等を講じる。

15-9 航空災害の応急対策

(1) 消火活動

化学車及び放水砲等による泡消火により、主火力を制圧するとともに、放水砲等の遠距離放水により、延焼阻止線を設定する。

(2) 救助活動

機体内及び延焼建物内を最優先して、検索、救出及び避難誘導を実施する。

(3) 救急活動

必要に応じて応急救護所を設置し、傷病者のトリアージを行うとともに、医療機関等へ分散して搬送する。

(4) 警戒区域の設定

航空燃料等の流出により引火の可能性がある場合は、火災警戒区域を迅速、的確に設定する。

15-10 道路災害の応急対策

(1) 消火活動

道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、迅速かつ効率的に消火活動を実施する。特に、道路トンネルについては、避難上及び消防活動上必要な施設等を有効に活用する。

(2) 救助・救急活動

道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、救助資器材等を効率的に活用し、迅速に救助活動を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。

（３）危険物等の流出に対する活動

危険物等が流出した場合は、道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、危険物等の除去等、二次災害の防止に努める。

（４）警戒区域の設定

危険物等の流出により、二次災害が発生するおそれがある場合は、迅速、的確に警戒区域を設定するとともに、避難誘導等を実施する。

１５－１１ 鉄道災害の応急対策

（１）消火活動

鉄軌道事業者、防災関係機関と相互に連携を図り、施設の消防用設備等を有効に活用し、迅速かつ効率的に消火活動を実施する。

（２）救助・救急活動

鉄軌道管理者、防災関係機関等と相互に連携を図り、救助資器材を効率的に活用し、迅速に救助活動及び避難誘導を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。

１５－１２ 集団災害※救助の応急対策

※傷病者が集団的に発生する災害をいう。

（１）救助活動

災害の態様に応じた救助活動体制を早期に確立し、関係者、防災関係機関等と連携を図り、各種救助用資器材を効率的に活用し、救助活動を実施する。

（２）救急活動

ア 応急救護所の設置等

必要に応じて応急救護所を設置し、傷病者のトリアージを行い、救命処置を必要とする傷病者の処置を優先して行い、傷病者を医療機関等へ分散して搬送する。

イ 救急処置

傷病者を医療救護班又は医療機関に引き継ぐまでの間、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、止血、固定、ショック防止、創傷部位の保護等緊急に必要な救急救命処置等を行い、症状の悪化を防止する。

（３）防災関係機関等との連携

救助、救急活動を行う場合は、医療救護班、地元医師会及び防災関係機関等と連携を図り実施する。

１５－１３ その他の応急対策

その他の災害が発生した場合においても、災害の態様に応じ、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急、被害の拡大防止、広域応援等の応急対策を講じるものとする。

第4章 医療救護活動

第16節 医療救護活動

健康部は、災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するため、災害対策本部において医療機関の状況を把握できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）などを通じ、大阪府等と連携し、情報収集に努める。

また、通信手段が途絶している場合は、区本部へ要請し区本部職員が現地へ赴くなど、情報収集に努める。

また、大規模災害発生の際、医療・救護活動が中長期にわたることも見据え、災害医療コーディネーターや大阪府保健医療調整本部に設置される災害時小児周産期リエゾンと連携しながら、災害直後の急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班（JMATなど）への円滑な移行に努めるとともに、精神医療については大阪府等と協働して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の応援派遣の要請を行うなど精神医療の確保に努める。

16-1 初期初動医療救護活動

（1）保健医療調整本部の設置

保健医療活動の調整を行うため、次の設置基準に基づき、災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部は、関係機関（健康部、危機管理部等）が集まる体制とする。保健医療調整本部が設置されないときは、健康部が危機管理部と連絡を取り合い、総合的な調整を図る。

ア 健康部は次の事項を任務として保健医療調整本部を設置する。

- （ア）医療関係機関との調整
- （イ）医療救護班の調整
- （ウ）緊急輸送の調整
- （エ）医薬品、医療資器材等の広域調達、調整

イ 設置基準

- （ア）本市域で震度5弱以上を観測した場合
- （イ）市本部が設置された場合
- （ウ）その他市長が必要と認めたとき

（2）救護所の設置

ア 災害時、区本部は市本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置する。

- （ア）災害現場又は現場付近
- （イ）避難場所（災害時避難所、広域避難場所等）
- （ウ）特例場所（被災地周辺の医療機関等）

イ 救護所を設置後、区本部は保健医療調整本部に報告するとともに、区内関係機関へ連絡を行う。

（3）初期初動医療救護活動

ア 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）

災害派遣医療チーム及び災害派遣精神医療チームは、国又は大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。保健医療調整本部は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。

イ 区医師会及び区内医療機関等による医療救護班（JMATなど）

- （ア）区本部は、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班等の派遣要請を行うとともに、その旨を保健医療調整本部に報告する。
- （イ）区医師会及び区内医療機関は、区本部から要請された救護所へ医療救護班を派遣する。

ウ 日本赤十字社の医療救護班

日赤救護班は、大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。医療調整班は大阪

府を通じ派遣状況の把握に努める。

エ 大阪府の調整による応援医療救護班

(ア) 区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。

(イ) 消防部は、災害現場の状況により保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。

(ウ) 保健医療調整本部は市内で不足する医療救護班数について、大阪府へ派遣要請を行う。

(エ) 保健医療調整本部は、応援要請により派遣された医療救護班の派遣先を指示する。

オ 要請なく応援に駆けつけた医療救護班

(ア) 本市からの要請なく応援に駆けつけた医療救護班は、保健医療調整本部において総合的に調整し、派遣先を指示する。

(イ) 区本部に直接応援に駆けつけた医療救護班は、区本部において調整を図り、結果を保健医療調整本部に報告する。

カ 災害医療コーディネーター

保健医療調整本部は、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。

(4) 医療救護班の業務内容

ア 医療救護班の構成

1班当たり計4名(医師1名、看護師又は保健師2名、事務1名)を原則とする。また、必要に応じて薬剤師を救護所に派遣する。

イ 業務内容

医療救護班が行う業務内容は、原則として以下に示す内容とする。なお、救護所における指揮監督は区本部長が指名した者が行う。

(ア) 傷病者に対する応急処置

(イ) 後方医療施設への搬送の要否及び優先順位の決定(トリアージ)

(ウ) 搬送困難な患者・軽症患者等に対する医療処置

(エ) 状況により助産救助

(オ) 被災住民の健康管理

(カ) 死亡の確認

(キ) 区本部、医療調整班をはじめ関係機関との連絡調整

(5) 輸送手段の確保

市本部及び区本部は公用車の確保に努め、必要に応じて医療救護班等の任務に当てる。

(6) 医薬品・医療資器材の確保

ア 医療救護班携帯用医薬品・医療資器材の確保

区本部は、医療救護班が必要とする医薬品・医療資器材の状況を調査し、不足する場合は保健医療調整本部に要請する。

イ 医薬品・医療用資器材の調達要請

保健医療調整本部は、区本部から調達の要請を受けた場合は、関係機関、関係業者の協力を得て、医薬品等の確保、供給を図る。

16-2 後方医療活動

被災を免れた市内の災害医療機関は患者の受入れ病床を確保する。さらに不足する場合、保健医療調整本部は、大阪府に府下全域での受入れ病床の確保を要請する。

(1) 災害医療機関における受入れ体制の確立

災害医療機関においては、大阪府地域防災計画に規定されている各医療機関の病院災害対策マニュアルに基づいて、要入院患者等の受入れ体制を確立する。

ア 受入れ体制の整備

イ 医師・看護師等職員の確保

ウ ライフラインの応急確保とその復旧体制

- エ 医薬品等の備蓄とその補充体制
- オ 通信手段の確保
- カ 患者等給食の確保
- キ ヘリポートの確保
- ク 救護所との連絡

(2) 関係機関との連絡調整及び搬送手段の確保

ア 救護所、災害医療機関等において傷病者の搬送手段がない場合、保健医療調整本部に要請する。

イ 搬送手段がない場合、保健医療調整本部は、大阪府等の関係機関と調整のうえ、搬送手段を確保し、調整する。

【検討する搬送手段】

- ・救急車、ヘリコプター、船舶
- ・公用車
- ・民間業者の協力（薬品、診療材料、給食、医療ガス等関係業者）

16-3 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営

災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は保健医療調整本部の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図る。

- (1) 運営管理及び外部との総合調整は、区本部長が指名した者が行う。
- (2) 内科系を中心としたチーム編成に切り換える。
- (3) 薬剤師を派遣し、薬品管理等を行う。
- (4) 精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加える。
- (5) 薬資材及び医療用ライフライン関係の補充体制の確保を図る。
- (6) 他都市等からの応援（ボランティア医師・看護師等含む）との連絡調整を行う。
- (7) 医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断する。

16-4 保健師等による健康相談

(1) 保健師等の派遣体制の確立

区本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、保健医療調整本部が大阪府に連絡する。

(2) 保健師等による健康相談の実施

保健師等は、救護所、各災害時避難所及び仮設住宅等を巡回し、「災害時保健師活動マニュアル」、「災害時の栄養士活動マニュアル」、「災害時メンタルヘルス支援マニュアル」等に基づき被災者の健康管理、栄養指導等を行う。診療や精神面での専門相談を要する場合などは健康部等と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。

(3) 輸送手段の確保

区本部及び保健医療調整本部は、救護所や災害時避難所に派遣する保健師等の輸送手段の確保が困難な場合、市本部に要請する。

第5章 水防活動

淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合及び大和川右岸水防事務組合は、それぞれの水防区域における防ぎよ河川・海岸の洪水、津波又は高潮に際し水災を警戒し、又は防ぎよし、及びこれに因る被害の軽減を図る。

市域において洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。ただし、津波発生時においては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

なお、水防事務組合区域外又は防護対象外河川については、建設局において水災防ぎよに当たる。

第17節 水防の責任及び組織

17-1 水防の責任

水防法第3条の2の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。

17-2 水防組織

組合管理者（大阪市長）は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮による災害が予想されるときから洪水、津波又は高潮に対する危険が解消するまで水防本部を設置し事務を処理する。

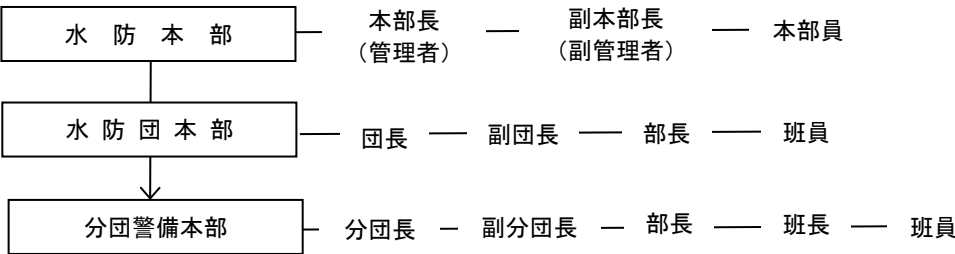
水防法第3条の2の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。

水防団本部長は水防本部長（大阪市長）の指示に従い、水防分団長は、水防団本部長もしくは水防本部長の指示に従い、又は緊急を要し、自ら洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、分団警備本部を設置し、所定団員を招集出動させ水防活動にあたり万全を期する。

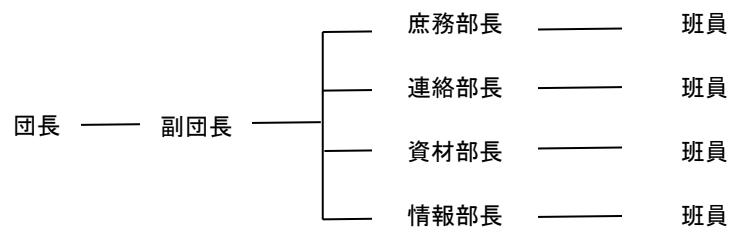
【水防組合の所在地】

淀川左岸水防事務組合	（本川筋）枚方市 （防潮筋）港区
淀川右岸水防事務組合	淀川区
大和川右岸水防事務組合	住吉区

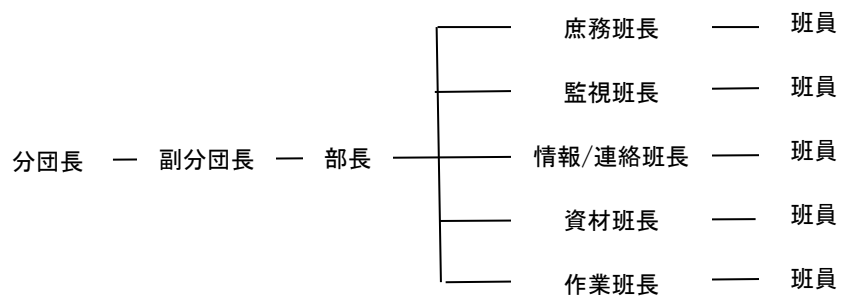
【機構】



【水防団本部の組織】



【分団（警備）本部の組織】



第 18 節 水防警報及び警戒

18-1 予報、警報とその措置^注

注：関係機関が発する水防上必要な予警報等の伝達及び周知については、「第 2 節 災害情報の収集・伝達」に示すとおりとする。

(1) 水防本部の設置

組合管理者（大阪市長）は、水防法第 10 条 3 項及び第 11 条 1 項の規定に基づき府知事から洪水予報、津波警報の通知を受けたとき、あるいは同法第 16 条の規定に基づき府知事からの水防警報の通知を受けたとき、及びラジオその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、直ちに水防本部を設け、水防団長（「水防団本部長」以下同じ。）その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。

(2) 水防団本部の設置

水防団長は、水防本部長（大阪市長）からの通知、又はその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、直ちに水防団本部を設け、各水防分団長その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。

(3) 分団警備本部の設置

水防分団長は、水防団長もしくは水防本部長からの通知又はその他の情報により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、分団警備本部を設け、所要の体制に入る

(4) 水門、閘門、防潮扉等の開閉

水門、閘門、防潮扉等の管理者及び操作責任者は、津波注意報・警報又は高潮注意報・警報、その他の情報により津波又は高潮のおそれのあることを知ったときは、潮位の変動を監視し、あくまでも管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、臨機に門扉等の開閉を行う。

18-2 雨量、風速、水位及び潮位の観測通報

(1) 雨量、風速、水位の報告

各水防事務組合は、雨量、風速について大阪管区气象台、近畿地方整備局、大阪府水防本部、大阪市その他関係機関と緊密な連絡のもとに情報を収集し、必要に応じて関係行政機関、水防団長及び水防分団長に通報する。

組合管理者は、水防法第 10 条 3 項及び第 11 条 1 項に基づき府知事から洪水予報の通知を受けたとき、同法第 12 条の規定に基づき洪水のおそれがあると認めたとき、又は同法第 10 条の 6 の規定に基づき府知事から水防警報の通知を受けたときは、常に水位の変動を監視し、府知事に報告するとともに、所要の通報を水防団長等関係機関に行う。

なお、国の機関が行う洪水予報は、大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表し、淀川・大和川洪水予報連絡会の通信連絡系統により通知されるので、水防本部はこれを受信し、防ぎよ体制の万全を期する。

水位の観測及び報告の要領は、次のとおりとする。

- ア 水防団待機水位に達したときからこの水位を下まわるまでの間 1 時間毎
- イ 氾濫注意水位に達したときからこの水位を下まわるまでの間 1 時間毎
- ウ 最高水位に達したとき
- エ 氾濫注意水位を下まわったとき
- オ 水防団待機水位を下まわったとき

(2) 潮位の報告

組合管理者は、気象状況に関する関係機関からの通知その他の情報により高潮のおそれがあると認めたときは、常に潮位の変動を監視し、警戒水位に達したときは直ちに府知事に次の報告を行い、水防団長及び関係機関に通知する。

ア 風向、風速の概略

イ 潮位及び防潮堤天端高との関係

ウ 異常高潮量

(3) 水防団待機水位、氾濫注意水位

水防団待機水位及び氾濫注意水位は、次のとおりである。

河 川 名	水防団待機水位	氾濫注意水位※
淀 川 (枚方)	2.70 m	4.50 m
大和川 (柏原)	1.50m	3.20 m
神崎川 (大吹)	3.00 m	3.80 m

※ 氾濫注意水位（警戒水位）は、潮位が0. P+2. 80m以上に上がるおそれのあるときとする。

18-3 監視、警戒

(1) 常時監視

水防法第9条に基づき、組合管理者又は水防団長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸堤防の管理者に必要な措置を求める。

(2) 非常監視・警戒

水防団長は、組合管理者から水防警報等の通知を受けたとき及びその他の情報により洪水又は高潮のおそれがあると認め、水防団本部を設けたときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は、直ちに適切な水防活動を開始するとともに、組合管理者、その他関係機関に報告する。

ただし、あくまでも水防団長自身の避難時間を確保したうえで行うものとする。

18-4 水防信号

水防法第20条に基づく水防に用いる信号は次のとおりとする。

なお、水防信号により区域内住民に周知する必要が生じたときは、区役所及び消防機関等のサイレンを吹鳴するか、又は各水防屯所の警鐘を鳴打する。

表 水防信号パターン

警 鐘 信 号 ※				サイレン信号
第1信号	単 鐘	単 鐘	単 鐘	鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 (約5秒)(約15秒)(約5秒)(約15秒)(約5秒)(約15秒)
第2信号	三連鐘	三連鐘	三連鐘	鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 (約5秒)(約6秒)(約5秒)(約6秒)(約5秒)(約6秒)
第3信号	四連鐘	四連鐘	四連鐘	鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 (約10秒)(約5秒)(約10秒)(約5秒)(約10秒)(約5秒)
第4	乱 打			鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 (約1分)(約5秒)(約1分)(約5秒)(約1分)(約5秒)

警鐘信号※		サイレン信号
信号		
1	信号は適宜の時間継続すること。	
2	必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用すること。	
3	危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。	

※「警鐘信号」

第1信号 河川では量水標が警戒水位に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が20m/sec程度に達し、洪水高潮のおそれがあることを知らせるもの。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くべきことを知らせるもの。

18-5 避難のための立退き

「第2章 避難・安全確保」に示すとおりとする。

18-6 警戒区域の設定

「第2章 避難・安全確保」に示すとおりとする。

第 19 節 非常配備・出動・水防演習

19-1 水防非常配備と出動

(1) 水防本部員の非常配備

ア 警戒配備

当直者 2～3 名をもって情報の収集連絡に当たり、事態の推移に応じ直ちに非常配備体制に入る準備を行う。

イ 第 1 非常配備

職員の半数をもってこれに当たり事態に応じ直ちに必要な水防活動ができる体制に入る。

ウ 第 2 非常配備

職員の全員がこれに当たりもっとも厳重な水防体制をとる。

(2) 水防団の準備と出動

各水防事務組合の水防計画にもとづく水防団の出動基準による。

(3) 消防機関の出動

水防法第 17 条の規定に基づき消防機関の出動を必要と認めるときは、水防管理者（大阪市長）は、消防機関の長に対し消防機関の出動又は出動準備を求める。ただし、水防団の出動で防ぎよし得ると認めるときは、この限りではない。

19-2 水防活動への応援・協力

(1) 他の水防管理者等

水防法第 23 条に基づき水防管理者は、緊急の必要のあるときは他の水防管理者、市町村长及び水防機関の長に対して応援を求める。

(2) 自衛隊

水防管理者は、大規模の応援を必要とする緊急事態の生じた時は、大阪府水防本部長に対して自衛隊の派遣を求めるものとする。

(3) 警察官の援助の要求

水防法第 22 条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは警察署長に対し、警察官の出動を求める。

(4) 居住者等の協力

水防法第 24 条の規定に基づき水防管理者、水防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内の居住者又は水防の現場にある者に対し、水防に従事させることができる。

19-3 堤防その他施設の決壊の場合の対応

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防団長又は消防機関の長は、水防法第 25 条及び 26 条の規定に基づいて直ちにこれを関係者に通報するとともにこの場合においてもできる限り、氾濫による被害の拡大防止に努める。

19-4 水防演習

水害時において、防災関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、関係者の技術の習熟を図るとともに、市民等の防災意識の高揚に資することを目的として、国、大阪府と共催し、国、大阪府、各水防事務組合をはじめとする防災

関係機関、並びに自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的に実施する。

第6章 社会基盤施設の応急対策

第20節 市設建築物の応急対策

20-1 市設建築物の応急対策

本市の管理施設は広範囲にわたりその機能也多岐にわたり、常時不特定多数の利用者を受入する施設もある。従って、災害時においては、施設の被害状況を十分に把握して、適切な対応をとる必要がある。

(1) 基本方針

施設を所管する各局・区は、各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ定めておいた具体的な諸活動にかかる対策を行う。

また、各施設の特殊性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行う。

(2) 活動体制

ア 所管各局・区

施設を所管する各部・区本部は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況、避難者、利用者の状況を取りまとめ、市本部に報告する。

イ 各施設

各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、施設所管の部・区本部に対して報告する。

特に、支援を要する者に対しては、避難誘導、連絡等が円滑に行われるように留意する。

また、応急対策を講じたとき又は講じる必要があり、資器材、人員等の応援が必要なときは、直ちに所管各部・区本部に報告するとともに、各部所管施設にあつては所在区の区本部にも報告する。

(3) 施設別の応急対策

詳細な応急対策については、それぞれの所管する各局・区の応急対策計画の定めるところによる。

第 2 1 節 公共土木施設の応急対策

災害によって道路・橋梁、鉄道、河川・港湾施設等の公共土木施設に被害が生じると、避難や、災害応急対策活動の障害になるばかりでなく、市民等の社会・経済的活動に計り知れない影響を及ぼす。

緊急交通路など防災活動上重要な役割を果たす施設については、被害の軽減を図り、機能の確保につとめるよう優先的な応急対策を図る。

※具体計画は資料編参照

資料編/ 1 7 その他/

- 2. 道路・橋梁等の耐震化及び応急対策（本市、高速道）等
- 3. 鉄道施設の耐震化及び応急対策
- 4. 河川・港湾施設等の耐震化及び応急対策
- 11. 道路・橋梁等の災害予防・応急対策（本市、高速道）等
- 12. 鉄道施設の災害予防及び応急対策
- 13. 河川・港湾施設等の災害予防及び応急対策

第 2 2 節 港湾等における応急対策

大阪港湾部及び水防関係機関は、あくまでも施設管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、水門等の津波防災施設の操作を的確に行う。

2 2 - 1 津波防ぎょ実施体制

(1) 初動体制

気象庁では大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下「津波警報等」とする。）等を地震発生後速やかに発表することになっているが、沿岸に近い海域で発生した地震では発生直後に津波が到達する場合があるので、全沿岸地域において日常の津波についての教育のほか、震度 4 以上の揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、緊急に次の自衛処置をとるものとする。

ア 気象台からなんらかの通報が届くまでは安全な高台等で海面状態を監視する。

イ 各地域では、津波警報等を迅速に知るためにテレビ・ラジオ等報道機関の情報を聴取し情報収集に努め、万全の対策がとれるようにする。(注)

(注) NHK は、放送終了後でも臨時に放送することとなっている。

(2) 津波注意報の発表時（勤務時間内・勤務時間外）

大阪府に勤務時間内、勤務時間外を問わず、津波注意報が発表されたときは、大阪港湾部及び水防関係機関は、迅速に対象水門・防潮扉を閉鎖できる体制を整えるとともに、必要な水門・防潮扉の閉鎖を行う。

(3) 大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間内）

大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間内に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。

ア 大阪港湾部及び水防関係機関は、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。

イ 危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。

ウ 大阪港湾部は、港長が発した港外避難等の勧告・命令に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。

(4) 大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間外）

大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間外に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。

ア 防潮扉閉鎖要員及び水防関係機関は、動員が発令されたものとして、指定された場所に自動参集し、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。

イ 危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。

ウ 大阪港湾部は、港長が発した港外避難等の勧告・命令に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。

2 2 - 2 防潮扉・水門等の津波防災施設の操作

大阪市湾岸部への津波来襲に備え、水門等の津波防災施設の操作体制の強化を図る。

(1) 迅速かつ確実な施設操作（勤務時間内）

大阪港湾部及び水防関係機関は、大阪府に大津波警報・津波警報、津波注意報が勤務時間内に発表された場合は、指定された水門及び防潮扉へ速やかに急行し、港湾防災センターと緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。

施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民等の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。

(2) 迅速かつ確実な施設操作（勤務時間外）

防潮扉閉鎖要員及び大阪港湾部、水防関係機関は、大阪府に大津波警報・津波警報、津波注意報が勤務時間外に発表された場合は、参集指令及び水門等の津波防災施設の操作指令が発令されたものとして、自主的に参集し、操作することになっている者は速やかに現地又は集合場所に急行し、港湾防災センターと緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。

施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民等の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。

(3) 施設の閉鎖確認体制の確立

津波の到達又は高潮発生までに水門等の津波防災施設の操作の完了を確認するため、津波防災施設管理者毎に確認する。確認の方法としては、集中監視システムによる開閉の確認、職員や水防団員による現地パトロールによる確認、各操作者からの閉鎖完了報告による。

また、閉鎖状況については、津波防災施設が設置されている区本部役所においてもモニタリングする。

2 2 - 3 在港船舶の避難対策等

(1) 津波対策

東南海・南海地震により発生する津波に対して、大阪港湾局が事前に作成・配布済みの大阪港に在港している船舶の適切な避難等のマニュアル(防災計画)に基づき対策を行う。

(2) 台風時の対策

台風時の大阪港の在港船舶対策については、大阪港海難防止対策委員会※を通じて行う。

※「大阪港海難防止対策委員会」

阪神港(大阪区、泉北区)及び阪南港における台風などによる船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与するため設置され、原則として台風の来襲が予想される2日前に委員長により招集される。

委員会は、決定した事項を阪神港長及び阪南港長に具申するとともに港長が具申に基づいて発する勧告を関係官公庁及び関係団体等に速やかに通知し、その実施を推進する。

防止措置の区分、措置内容は次の表のとおり。

表 台風災害防止措置の基準

措置区分	台風の状況	措置内容
第一体制 避難準備 勧告	台風が大阪湾に接近するおそれがあると判断された場合	1 気象情報を収集し、台風の動向に留意すること。 2 乗組員を招集して荒天準備をなし、機関の準備等、必要に応じ運航できる体制とすること。 3 関係先との連絡手段を確保しておくこと。 4 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 (1) 国際VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。 (2) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。 (3) AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。

措置区分	台風の状態	措置内容
第二体制 大型船等 避難勧告	阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風警戒域に入っておそれがあると判断された場合	1 次の船舶は、原則として港外に避難すること。 （１）大阪区では、１万総トン以上のばら積危険物積載船舶及びＪ岸壁に係留している船舶。 （２）堺泉北区では、３万総トン以上の船舶。 2 工事作業船等は、作業等を中止し安全な場所に避難すること。 3 小型船舶は、避泊場所を選定し、時期を失することがないように避泊を開始すること。 4 １,０００総トン以上の大型船舶（フェリー等を除く）は、原則として入港を見合わせる。 5 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 （１）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。 （２）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 （３）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。
第二体制 全船舶 避難勧告	阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風警戒域に入っておそれが必至と判断された場合、あるいは両港が重大な影響を受けると判断された場合	1 １,０００総トン以上の大型船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。 2 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。 3 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 （１）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。 （２）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 （３）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。
第二体制 錨泊 自粛勧告	阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生があると判断された場合	100 総トン以上の船舶は、原則として堺泉北港棧橋から 3 海里以内の周辺海域（錨泊自粛海域図）での錨泊は避けること。 ※堺泉北港棧橋 ・コスモ石油(株)堺製油所原油棧橋 ・大阪ガス(株)堺北製造所第二工場 LNG 第 2 棧橋 ・堺 LNG(株)堺 LNG センター棧橋
第一体制 ・ 第二体制 の解除	阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港は台風の影響圏外となり、まもなく平穏となると判断された場合	1 港外に避難した船舶は、安全を確認しつつ再入港する等、適宜の措置をとること。 2 航行制限等の規制等に留意すること。
第二体制 錨泊 自粛勧告 の解除	阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が解除された場合	

（注１）台風なみに発達した低気圧等による異常な気象に伴う荒天が、阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港において予想される場合、別途、大阪港海難防止対策委員会を開催して措置を検討することができることとする。

（注２）第二体制に移行する可能性がある場合には、総トン数 100 トン以上の船舶に対して、堺泉北港棧橋から 3 海里以内の海域での錨泊自粛について指導する。

2 2 - 4 木材の流出防止等対策

東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波や台風に対して、貯木場及び木材整理場内の木材の流出災害の防止並びに所在区域外に仮けい留の木材の完全撤去のため、関係機関は大阪港木材対策協議会※での事前協議済み内容に基づき次の対策を行う。

ア 木材整理場の出入口及び住吉川正平橋下流については、木材流出防止用「アバ」により閉鎖する。

イ 貯木場（第 1 号～第 5 号）については、水門の締切りを行う。

※大阪港木材対策協議会

官公庁側メンバー

大阪海上保安監部、近畿運輸局、大阪税関、神戸植物防疫所大阪支所、大阪府（環境農林水産部）

大阪府警察（大阪水上警察署）、大阪市（大阪港湾局、建設局）

民間業界側メンバー

大阪港輸入木材協議会（木材輸入業者、筏協会）

第23節 ライフライン施設の応急復旧対策

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の応急復旧対策が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、災害直後は速やかに応急措置をとるとともに、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

また、被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

なお、災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるため、道路管理者（港湾管理者）の協力のもと、各部・関係機関が連携し、ライフライン施設（水道、下水道、電気、ガス、電話等）の被害状況、措置状況及び復旧状況の把握、並びにこれらの施設に係る復旧対策について、次の事項の調整を行う。

- ライフライン被害情報の共有化
- 道路被害・交通規制情報の共有化
- ライフライン応急復旧情報の共有化
- 道路の応急復旧情報の共有化
- 上記応急復旧の調整

応急対策の詳細は資料編を参照。

資料編/17 その他/

- 5. 上水道施設の耐震化及び応急対策
- 6. 下水道施設の耐震化及び応急対策
- 7. 電気施設の耐震化及び応急対策
- 8. ガス施設の耐震化及び応急対策
- 9. 電話施設の耐震化及び応急対策
- 10. 放送施設の耐震化及び応急対策
- 14. 上水道施設の災害予防・応急対策
- 15. 下水道施設の災害予防・応急対策
- 16. 電気施設の災害予防・応急対策
- 17. ガス施設の災害予防・応急対策
- 18. 電話施設の災害予防・応急対策
- 19. 放送施設の災害予防・応急対策

第 2 4 節 教育施設の応急復旧対策

2 4 - 1 教育施設の応急対策

(1) 被害状況の報告

施設の長は、児童等や利用者の人的被害状況、施設等の物的被害状況及び初動体制を把握のうえ、教育部、こども青少年部が別に定める要領によりその状況を教育部、こども青少年部に速報する。

(2) 応急復旧工事の施行

教育部長、こども青少年部長は、被害状況報告を受け、被害の甚大な施設及び重要な施設について現地調査を行い、その結果によって応急復旧工事を立案する一方、応急復旧工事を速やかに実施する。

第 2 5 節 文化財の応急対策

2 5 - 1 文化財の応急対策

指定文化財の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を大阪府教育委員会に報告する場合に、市教育委員会はこれに協力する。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、大阪府教育委員会とともに所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第26節 その他の災害応急復旧対策

26-1 海上災害の応急復旧対策

港湾関係機関は、船舶からの危険物等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の海上災害に対する応急対策活動を行う。

(1) 広報活動

ア 沿岸住民、施設への連絡

危険物等が海面等に排出した場合、潮流、風向等によっては被害は広範囲にわたり二次的災害の危険性もあるので、沿岸住民及び施設等へ災害の状況及び安全措置等について、迅速な広報活動を講ずるものとする。

特に、排出物が毒性を有する可能性がある場合には、迅速かつきめの細かい広報に努めるものとする。

イ 船舶への周知

海上における船舶の安全を図るため、大阪海上保安監部と協力し、災害の状況及び安全措置等について、無線や拡声器等で呼びかけるとともに放送事業者の協力を得て、付近を航行中の船舶に対し周知に努める。

(2) 排出油の拡散防止・回収及び除去

大阪海上保安監部は、排出油の広域的拡散防止を図るため、原因者をして、直ちにオイルフェンスの展張等排出油防除措置をとらせるとともに、排出油の回収及び除去に努めさせる。

大阪港湾部は、原因者と協議のうえ、排出油防除活動の必要があると認めた場合は、大阪海上保安監部と協力して、オイルフェンスの展張、排出油の回収、油処理剤等の散布等の活動を実施する。

(3) 漂着油等の回収及び除去

大阪港湾部は、排出油が漂流又は漂着するおそれがある場合は沿岸部等の巡回監視を実施するとともに、沖合にて漂着油の存在が確認された場合は、できる限り沖合にて漂流油の回収及び除去を行い、沿岸での漂流油が確認された場合もこれの回収及び除去を実施の上、回収された油等の保管を行うものとする。

また、必要に応じ関係機関に対して出動要請を行うものとする。なお、漂着油等により沿岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要な措置を講じるものとする。

(4) 環境調査

応急復旧の後、環境を汚染しその影響が懸念される場合には、速やかに関係機関と協力の上、環境調査を実施する。

26-2 航空災害の応急対策

市域に航空機等の墜落等による大規模事故等の災害が発生した場合には、府、府警察等の関係機関と相互に連携、協力しながら情報収集、救助・救急活動、救護所の配置等、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(1) 大阪国際空港周辺地域

本市は、大阪空港周辺地域で航空機の墜落等の災害が発生した場合、大阪空港事務所、府、府警察等の関係機関と相互に連携、協力しながら迅速に、情報収集、消火・救助・救急活動、救護所の設置、避難勧告・指示・誘導、遺体収容所の設置等の応急対策活動を実施する。

(2) その他の市域

上記 1 以外の市域において災害が発生した場合、本市は、大阪空港事務所や府警察等の関係機関と相互に緊密な連携を図りながら迅速に応急活動を実施する。